

# 監獄協會雜誌

第 三 拾 壹 卷  
第 四 號

明治二十一年五月創刊 每月一號 二十日發行

(大正七年四月二十日發行)

論	說〔研鑽の機會を與へよ〕……………	典獄有馬四郎助……………(一)
講演	〔優生學に就て(承前)〕……………	帝國大學 文學博士 松本亦太郎……………(六)
資料	〔英國懲役囚物語(二)〕……………	別 天生譯……………(二六)
譯叢	〔思 潮〕……………	櫻 岳……………(二五)
統計	〔大正七年二月中入出監並月末在監人員表外三表〕……………	……………(三三)
寄書	犯罪者宗教觀念の研究……………	教誨師 荻屋哲公……………(四〇)
	上田、荻屋兩氏の所見を讀む……………	典獄補 兒島三郎……………(四一)
雜纂	春宵閑話……………	霜 翰……………(五)
	最も感服したる歐米の執務法(續)……………	營養價值…………… 英米監獄囚人交換……………(五)
通信	〔奈良監獄合葬並に追弔會〕……………	……………(五)
彙報	〔受刑者の逃走其他〕……………	叙任…………… 會報…………… 公文……………(六)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第四號

論說

研鑽の機會を與へよ

典獄 有馬 四郎 助

監獄事業の振はざるは、其社會人智の低格なるを示すものとは、蓋し世界の通論也、此意味に於て我國目下の狀勢を顧みる時は、未だ必しも申分なしとせざるや勿論にして、吾人之に就て説なきに非ず、然れども茲に之を論ずるは本題の趣旨に非ず、今は唯だ司獄者が其責務として當に爲すべき途は、何れにあるかを提議せんとするにあり。

夫れ監獄事業の振はざる素より社會一般の智識の低級が、其因を爲すは明か也と雖ども、然れども其責任の一半が司獄者に存するも、亦た決して否む能はざるの事實也、司獄者にして勵精事に當り熱心分を竭すに於ては、獄務改良の實績現はれずと云ふことなく、實績茲に擧がれば所謂實物教育的に社會は自ら覺醒せられ、遂に之を度外視せんとするも能はざるに至らん、殊に我國情に鑑みて卒先啓

導の義務は、常に當局者に存すること從來の行掛に出づるものありとせば、吾人は全然之を社會の責任のみに歸するの、甚だ理由なきを見る也。

然らば司獄者の熱心精勵果して足らずとなすか、吾人は決して爾か思ふものに非ずと雖ども、唯だ其割合に研鑽の力の足らざるを憂へずんば非らざる也、研鑽なくしての奮闘努力は多くは是れ空に歸すべく、然なくも其効果の甚だ尠かるべきは言ふを俟たざる所、即ち今日の司獄者の熱心精勵にして、其効果の乏しきこと尙且如此所以のもの、是れ豈に研鑽の力の足らざる結果なりと謂はずして何ぞや。

吾人は今研鑽の力足らずと云ふ、敢て其志なしとは云はざる也、抑も司獄者に獄務研鑽の必要あるは、彼等も亦深く之を認む、彼等は即ち研鑽の効を積まざれば、以て其責任を全ふし能はずとなし、衷心より之が望を切にして、頻りに其途を得んと欲求しつゝあるは、蓋し一般の實狀なりとす、然れども憫むべきは彼等の境遇にして、縦し其心は矢竹に早やり氣のみ焦りて藻掻くと雖ども、勤務劇忙とも心身の疲勞とは、到底彼等をして其志を爲さしめざるを奈何、凡そ人力には限りあり、今日の獄務をして形式的にすら、之を十分に整備せしめんには、尙ほ事務の分量と人員との權衡を得ざるの嫌あり、況んや精神的に能く獄務の徹底を期せんには、如何に能率を増進するも、其不可能事たるは、火を賭るよりも明か也、殊に内には生活難の壓迫ありて、多少となく心身の營養を缺かざるはなく、爲めに氣力も能力も自然に衰へざるを得ざるは、是れ亦た避くべからざる生理上の原則にして、有體に云へば監獄の事務は警察のそれ等と異り、彼は繁忙の裡にも快活の事務に當り自ら心意を慰むるものある

に反し、是は不愉快極まる日蔭の仕事に憂身を窶して、日々唯だ心配と勞苦とを以て、其日常生活となさざるべからざる實狀なり、之が爲めに活氣を失ひ元氣を殺ぎ、思想は淺劣に人品亦卑俗に陥り易きは自然の勢にして境遇の然らしむる所、又た寔に怖るべきものなくんばならず、斯くして司獄者一般に精神耗弱者の生ぜざるは、寧ろ之れ僥倖と謂ふ可きなり、這般の實狀より察し來れば、司獄者の境遇程眞に憫むべきはあらず、幸にして司獄者一般に忠順の心敦く、徒らに輕舉身を處するが如き行動に出でざるは、感賞するに餘りある所、其節義の高きは以て我が監獄界の誇とするに足らん、且つ是に於て乎彼等に研鑽の足らざるは、其志なくして然るに非ずして、全く其力の及ばざるに在るを知るべく、其心情や洵に察すべしと爲す。

此際に當り差詰め救済の一方法としては、彼等をして頗々に視察旅行を爲さしむる事ならん、百聞一見に若かずとは能く實際を穿ちたる格言也、今にして旅行の効益を並ぶるは愚に似たりと雖ども、特に司獄者に必要なる所以は、其職務柄より觀て努めて社會的智識を得せしむる必要之れあればなり、然らざれば在監者の感化上に全く無能力者となるの虞れあり、又旅行によりて心開き氣暢び、更に勇氣を加へ來りて劇務奮闘に堪ゆるの益あり、若し夫れ他の振合と比較研究をなし、互に長短相補ふを勵み、彼是相競ふて事績の擧らんことを努むるは、自然の人情にして遂に又此に獄務の振興すべき基を爲すに至るべきは、即ち當然の結果たらすんばあらず。

司獄者が煉瓦壁内を以て、常に我が唯一の天地となし、二六時中眼界を此に限られ、絶へて世間の

事物を見ず、又廣く人に接することをせざる時は、必らずや偏見固陋に陥り遂に暗愚迷蒙の人とならざるを得ず、而して其不幸は延いて多數在監者の上に及び、之が爲めに彼等の身體生命も積極的に保護せられずして、却て毀傷せらるゝの虞あるを想ふ毎に、吾人は肌粟を生ずるの思を禁ずる能はざる也、然るに何ぞや、時に或は視察旅行を以て、官費遊山の如く心得る弊あるを見て、一概に之を無益有害視せんとする者あり、若し夫れ弊害のみを見て、更に其利益なる一面を見ざれば、天下何物か採るべきものあらん、由來物の暗黒面のみを見て、更に光明面を見るの眼識なきは、是れ凡俗輩の見として有識者の耻る所也。

旅行は實に無形有形を問はず、多大の教訓を人の處世上に齎らすものにして、學校や書籍も亦た及ぶべからざるものなしとせず、諺に可愛子に旅をさせよと云ふも深き意味あることにして、決して輕々に附すべきものに非らざるを知るべし、之を文明諸國の例に徴するに、彼の大學を卒業するや一度は必らず世界漫遊の如き大旅行をせざるもの稀なり、彼等は即ち社會入門の第一課程として、是非共履修せざるべからざるものと心得るもの、如し、西曆一八八五年は宛かも鐵血宰相ビスマークの第七十回の誕生に當りしを以て、其友人知己の間より六十萬圓を、祝賀記念として贈られたるに、彼は其厚志を感佩し之を無にせざらん爲めに、考慮の末最も世を裨益する遠大の事業は、中學教師の見學旅行を奨励するにありとなし、其全部を提供して之が基金に充てたりと、國家の中堅人物を教育する教師を教育するは、即ち見學旅行に若くものなしとなせる卓見高識は流石に宰相の雄として今日に稱せ

らるゝの偶然ならざるを思はずんばあらず。

吾人は今日一般の人氣引立たずして、何となく行詰まれる情勢あるを見て、我帝國獄事の爲めに慨かざる能はず、之れ素より時局の爲め止むを得ざる成行なりと雖ども、せめては苟くも採つて以て是等救済に資すべきものあらば、油斷なく之を利用する事に於て躊躇なからんことを望まざるを得ざる也、況んや視察旅行の如きは、單に此際の救済利用法の意味に止まらざるものあるに於てをや。

## 優生學に就て

(承第三十二)  
(卷第三十一)東京帝國大學 文學博士 松本亦太郎君  
文科大學教授

それから貧乏なる者が子供を生む割合に比べると、裕福なる者が子供を生む割合は少いといふことは餘程前から認められて居つた事實でありまして、英國の社會では六十年前から其傾向が段々現れて來たといふことを認、質の違ひを或る度まで示すとすれば、善い稟質の者程子供の出來方が少いといふ結論が出るのであります、以上擧げましたやうに優生學の方で諸方面の材料を集めて研究を致し、どうも稟質の善い階級程子供の出來方が少くなる傾があると思つてゐるのであります。

もう一つ觀察を擴めて見ますと、都會と田舎の人口の消長の違ひが矢張り以上擧げた所と同じやうな關係があるのであります、都會の人口は段々減つて行くのであります、見た所では殖えて往きますが、殖えるのは地方から補充して行くからであります、此事は外國では統計がありますが、日本でも同様であると説く人があります、例へば東京丈けに限つて見ると、東京人(如何なるものが東京人か問題であるが)といふものは段々減つて行くのであります、減つた所を田舎から供給して全體では東

京の人口が増大して行くことになつて居る、大阪あたりでも同じことで、大阪に年來住んで居つた人々は段々減つて行く、大阪の大きくなつて行くといふのは地方から人が這入り込んで來るからである、一體都會には多少仕事の出來る人間、智的材能から見て仕事の出來る人間が多い、さう云ふ人間は田舎よりも都會の方に割合多く住んで居る、所が其の都會の人口は段々減じて行く、若しさうであるとすると稟質の良い人間が漸次に減する事になります、英國でフランス、ゴルトンが都會と英國の代表的の田舎と認むべき地方との二つの場合に就て研究をしたことがあります、其結果に依りますと、茲に甲の世代がありまして、乙の世代が後繼者を遺す割合は田舎と都會では百と七十七位になつて居る、若しさういふ勢ひで進んで往きますと、百年も経つと田舎が後繼者を百人遺すのに都會は五十人位しか遺さぬことになる、二百年も其割合で進んで往くと田舎の方の後繼者は百人出來るのに、都の方は二十人位になつて行く、さうすると田舎人の種はいつまでも繼續して行きますけれども、都會人の種といふのは盡きて仕舞ふ、三百年、五百年の後には其種が盡きて仕舞ふ、さうして田舎の者は段々と都會を占領して仕舞ふやうになる、兎に角都鄙人口の増減が、さういふやうな關係になつて居りますから、性質の上から見ると文明國では稟質の善い階級に屬する者は段々に人口は減つて往つて、稟質の劣等なる階級は段々人口が殖えて行くといふ傾向になつて居る、日本でも大體さういふ風になつて居るらしい、是は一體如何なる原因で以て斯ういふ風になるかといふことを優生學者は段々考へて居るのであります、一面に於ては原因が能く分らない、然かし他の一面に於ては其原因が多少分つて

居る、分らない方面では斯ういふことがある、野蠻人と文明人が接觸する、日本でいふと北海道のアイヌと日本人が接觸する、双方の社會が觸れ合ふと野蠻人の子孫は段々減じて行く、文明人に觸れなければ當り前に人口が繼續して居つたのに、多少文明化されると野蠻人の子供の出來方が段々少くなる、なせ少くなるかは疑問であります、事實は兎に角さういふ風になつて居る、それから野生にして置けば段々繁殖して行く動物を動物園に連れて來て樂をさして置く子供の出來方が變るのであります、大部分の動物は家畜にならないで種が絶えて仕舞ふ、なせさうなるかといふことは多少推察が附かないことはありませんが、確實なる原因がどうも分らない、それと同じやうな分らない原因に依つて世の中が進んで來ると子供の出來方は少くなるといふことが一面に於てはあるらしい、それから原因の多少分る方のことは優生學者が之を二つに分けて居るのであります、一つは段々人が向上すると晩婚になる、男も遅れますが、殊に女の結婚の時期が遅れて來る、其爲めに子供の出來方が少くなる、夫れから他の一は優生學者が殊に重要に考へて居る避妊といふことであります、結婚生活には入るけれども妊娠をすることを避ける、或は子供の生れることを避ける、此晩婚と避妊との二つの事情が優勢に働いて、其結果段々に上の方の階級の子供が少くなるといふことを言つて居ります、其事を例に照して申して見ますと、ゴールトンが英國の或産科院に就て調べたことがあります、是は餘り善い人は這入つて居らないでありませうが、其の調べに據りますと、母の結婚年齢を十七歳、これから二十二歳、二十七歳、三十二歳と五年宛に切つて統計を取つて見ますと、十七歳で結婚した者は生涯

に子供が平均九人出來る、二十二歳で結婚した者は七人半、二十七歳が六人、三十二歳が四人半しか出來ないといふ統計になります、是で見ると結婚年齢が五年宛後れて行く子供の出來る割合が六、五、四、三といふ割合に減つて行く、兎に角晩婚になると生涯經つて出來た子供の數が段々少くなるといふ事實が統計上に現れる、此事に就て私共の教室の心理學を専攻する人に之を調べさして見たのであります、先づ東京の女子高等師範學校の附屬高等女學校の卒業生に就て調べたのであります、此學校は中流以上の階級の娘達の入る學校であります、その出身者中で子供を生んだ數の分つて居るのを拾ひ出して統計を取つて見ると、平均の結婚年齢が二十一・二歳になつて居る、其一人づゝがどれだけ子供を生んだかといふことを古い卒業生に就て調べた、それを一年の平均産兒數に直して見ると〇、三二丈け生む、詰り三年掛ると一人生むことになる、所が東京女子高等師範學校の本校の卒業生は平均結婚年齢が遅れまして、二十七歳、四で結婚することになつて居る、其一人々々の平均産兒數は〇、二七五になつて居る、だから前の者に比べると餘程少く、四年に一人強生むことになつて居る、是で見ると晩婚の婦人といふものは早婚の婦人よりも産兒力が低いといふことが言へる、教職に就いたため子供が少いといふやうな事は無いだらうと思ふ、矢張り晩婚なるが故に子供の生み方が少くなつたと認めねばならない、一體女は段々年を取つて來ると子供を生む能力が少くなつて來る、日本の婦人に就て明治三十一年乃至四十一年位の所を材料にして婦人が一體どの位産兒の能力を有つて居るかといふことを統計上から調査致して見ると、女の年齢が十五歳乃至二十歳である、一年の平均産兒數が〇、

三二 即ち三年毎に一人宛生むことになつて居る、廿歳から二十五歳の間は一年の産兒力が〇、三三歳で、三十歳までは之に近い、然るに三十歳乃至三十五歳になると一年に〇、二四歳では四年ではまだ一人出来ない譯である、三十五歳から四十歳になると〇、一七しかない、四十歳乃至四十五歳になると〇、〇一、ですから是は殆ど産兒力が無いと言つて宜い、斯ういふ風に女といふものはいつでも産兒力が同じといふ譯ではない、だから遅く結婚して急遽力で澤山の子供を生む譯には往かない、子供を澤山生まうと思へば二十五歳位までに結婚しなければならぬといふ譯になります、是は勿論大體の傾を示すものであります、さういふ譯でありますから晩婚が廣く行はるゝとするならば、畢竟子供の数は少くなるといふことになる、それからまた晩婚といふことになるゝと世代の移り變りが遅くなる、早婚であるゝと世代の移り變りが早くなりまして、親が子供を生み止まない中に、子が子を生む、又孫も子を生むといふことになる、それだから全體としては子孫の数が大に殖えて来る、然るに晩婚になると親が子を生むことを止めて仕舞つてからヤツト其子が子を生み出すといふやうなことで、孫の子供を見るなどいふことは出来ない、世代の移り變りが遅くなる、さういふことから人口の増減が餘程影響されることになる、ゴルドンが英國婦人に就て實例を本にして數字の假定を加へて計つて見たことがある、其結果が茲に表に示してあります、(表略す)。甲の部類——是は早婚であつて二十歳になると女は結婚すると假定する——それから乙の部類の方は晩婚であつて二十九歳にならなければ結婚しないと假定する、二十九歳といふと英國の状態から言つてさう遅いのではない、而して兩部類共に初めに百人の女がある、英國の實際の事情から此百人の女と其子孫たる女が幾人子を生むかといふことを段々計算して往くと、百八年經つと甲の百人の女の子孫に出来た女が百七十五人、乙が六十一人、二百十六年たつと甲の部類の女の数が二百九十九人、乙の方は三十八人となり、三百二十四年經つと甲は五百三十五人、乙は僅か二十三人になつて仕舞ふ、もう少し進むと晩婚の種族は絶えて仕舞つて、一方の種族のみが子供を生むといふことになる、是は勿論計算でありますから、此通りに往く譯でありませぬが、色々な事情を抽象して、早婚、晩婚といふことだけ働かして考へると斯ういふやうになるとゴルドンは計算したのであります、詰り晩婚の種族はいつか消滅して仕舞つて、早婚の方だけが後に残つて、世の中の人口は早婚者の有に歸するといふことになつて仕舞ふのであります、然るに若し劣等者の方に早婚といふことが行はれて、優等者の方は晩婚であるといふことであつたならば、是から推しますと優等階級の子孫、劣等階級の子孫に數の上で負けて仕舞ふ事になる、優良なる稟質を具へた女子が晩婚になるならば其子孫は段々減じて仕舞ひ、劣等階級の女の早婚といふことが風習になつたならば其子孫が世の中に跋扈するといふ結論が出て来る、而して事實はどうであるかといふと、優等なる階級の女は歐米の社會に於ては段々に晩婚になる傾が多くなつて来て居る、是は日本でもさうであります、教育でも受けて女が向上して來ると晩婚になる、今でも田舎の女子の結婚年齢よりも都會の女の方の遅くなつて居る、都會の中でも高等なる教育を受けたとか、良い仕事をして居ると

と假定する、二十九歳といふと英國の状態から言つてさう遅いのではない、而して兩部類共に初めに百人の女がある、英國の實際の事情から此百人の女と其子孫たる女が幾人子を生むかといふことを段々計算して往くと、百八年經つと甲の百人の女の子孫に出来た女が百七十五人、乙が六十一人、二百十六年たつと甲の部類の女の数が二百九十九人、乙の方は三十八人となり、三百二十四年經つと甲は五百三十五人、乙は僅か二十三人になつて仕舞ふ、もう少し進むと晩婚の種族は絶えて仕舞つて、一方の種族のみが子供を生むといふことになる、是は勿論計算でありますから、此通りに往く譯でありませぬが、色々な事情を抽象して、早婚、晩婚といふことだけ働かして考へると斯ういふやうになるとゴルドンは計算したのであります、詰り晩婚の種族はいつか消滅して仕舞つて、早婚の方だけが後に残つて、世の中の人口は早婚者の有に歸するといふことになつて仕舞ふのであります、然るに若し劣等者の方に早婚といふことが行はれて、優等者の方は晩婚であるといふことであつたならば、是から推しますと優等階級の子孫、劣等階級の子孫に數の上で負けて仕舞ふ事になる、優良なる稟質を具へた女子が晩婚になるならば其子孫は段々減じて仕舞ひ、劣等階級の女の早婚といふことが風習になつたならば其子孫が世の中に跋扈するといふ結論が出て来る、而して事實はどうであるかといふと、優等なる階級の女は歐米の社會に於ては段々に晩婚になる傾が多くなつて来て居る、是は日本でもさうであります、教育でも受けて女が向上して來ると晩婚になる、今でも田舎の女子の結婚年齢よりも都會の女の方の遅くなつて居る、都會の中でも高等なる教育を受けたとか、良い仕事をして居ると

云ふやうな女は晩婚になる傾が著しく見えて居るのであります。歐米の社會に就て言つて見ますと、或る心理學者が世界の拔群女子といふものを調べたことがありますが、拔群女子の結婚年齢を見ると、十二世紀の頃には結婚平均年齢が一六、二歳であつた、所が十九世紀になつて來ると拔群女子の結婚年齢が二六、二歳になつて居る、此間段々に女の結婚年齢が遅延して來て居るのであります、之を國々に分けて見ますと、米國は一番晩婚になつて二七、二歳、蘇格蘭は二七歳、英本國は二四歳、西班牙が一九、六歳、露西亞が一八、四歳といふやうになつて居る、是は文明の程度ばかりではない、女子を尊敬するといふことが盛なる國丈け結婚年齢が遅くなつて居るやうであります、米國は御承知の通り女の國でありまして、非常に女が尊重され、又一番高い教育を受けて居るやうであります、拔群女子の結婚年齢は一番上に居る、佛蘭西、澳地利などは女の教育はさう深くやらない、それで女を尊重し女の教育を施すことが多くなるに従つて結婚年齢が遅くなつて居る、是は當り前の女でありませぬ、今申す通り優良なる拔群女子の結婚年齢であります、拔群女子の結婚年齢表と早婚及晩婚女子の子孫の數の表とを参照しますと、良い母が子供を持つ數は少くなつて來て、優良の母さへ終ひには少くなり、劣等なる方は早婚でありますから、ドン／＼子供を生んで、さうして劣等なる母が益殖えて來る傾があると云ふ事が出來ます、尤も稟質の優良なるもので早婚のものもありまじやうから、夫れで或る度までは補ひがつくだらうと思はれます。

それからもう一つは避妊の方であります、是は結婚後子女の生れる數を制限するのであります、

此事が行はれると人口繁殖の上に及ばず影響は之を説明する必要はないと思ふのでありまして、段々に悪影響を及ぼすことになる、是は私は實際上の事實を能く知りませぬが、外國では避妊法が甚だ盛行はれるさうであります、優生學者も避妊の傾向の盛なることを憂へて種々に論じて居りますが、どういふ風にして避妊するかといふと、藥劑を内用的或は外用的に用ふることがありますが、或は男女直接の接觸を機械的方法により避ける、感覺の上から言ふと直接に接觸したと同じ効果を擧げながら、働が間接になつて居つて詰り妊娠の出來ないやうな或機械的方法を用ひてやるといふことが行はれて居る、それから既に妊娠した者が墮胎するといふことも歐米の社會では廣く行はれて居ることでありまして、日本でも新聞に廣告が出て居る賣藥の中に疑はしきものがあるらしいのであります、多くは月經不順に對する賣藥として廣告されて居る、さういふ藥の一つは墮胎劑になつて居るといふことであります、兎に角歐米の社會では墮胎と云ふ事も盛に行はれて居るさうであります、日本では實際どれ丈け行はれて居るか能く分りませぬが、併し色々な材料から推す所に據ると、多少は行はれて居るらしい、英國の優良階級の人口の増加率が減少するのは自然の現象であるか、或は人爲的の手段が用ひらるゝ爲めに減少するのであるかといふことに付て、優生學者は色々の方面の人口増加率に付ての調査を比較研究して居る、例へばローマンカトリックの英國の貴族に付て調べて見ると、カトリックの信者は各配偶の産兒數六、六といふ平均を擧げて居る、だから貴族の中でもカトリック教の者ばかりが産兒數が減じないで居る、それは餘程注意すべきことであつて、カトリック教では人爲的

に産兒數を制限するといふことは餘程嫌ふのであります、宗教の一つの考としてさういふことは一つの罪惡であるといふことに考へて戒めて居る、さういふやうな信仰に従つて居る貴族の方では六、六といふ産兒數になつて居るのに、外の方は三、一と云ふ様な數に減じて居るのは是は人爲的の産兒減少法が行はれて居るに相違ない、優生學者は解釋して居るのであります、それから基督教の新教と傳へて居る僧侶(僧侶と云つても妻帯である)に就て調べて見ると、一般の優良階級に屬する産兒數の率よりもモット高い率を示して居る、それも矢張り宗教の方で人爲的の手段で避妊とか墮胎とかいふやうなことをするのは自然に戒めることになつて居るのであります爲めで、それ等を見ると優良階級の産兒數の減することは自然の結果でさうなるのではなくして、大に人爲的の手段を廻らすといふことが大なる原因になつて居るのだらうといふことに優生學者は解釋して居るのであります、それから又一方では色々な手段の行はれて居ることを搜索して、それが餘程有力なるものになつて居るといふことを結論して居るのであります。

そこでどつちかといふと避妊の手段を用ふることが上流階級或は優等階級に多い、先程述べた友愛協會などの場合に付ても餘り減り方がひどい、優良階級の産兒數の割合が餘りひどいのはさういふやうな手段が行はれるのであらうといふ風に優生學者は疑ふて居るのであります、疑ひの根據は相當に有つて居るらしい、さういふやうな譯で避妊といふ方から随分優良階級が産兒の數を制限するといふことが事實としてあるといふことを認めて宜しいのであります、そこで文明社會の現状から言

ふと今挙げました二つの晩婚と避妊とは社會の上流に位する者の間に最も多く働いて居るのであります、さういふ風に原因の明かなる方丈けを取つて見ましても優良階級の方は人間が減つて行く、然るに更に眼を轉じて見ますと社會上の色々な變化があつて、劣等階級の繁殖は獎勵されることになつて居る、元來劣等階級は餘計子を生む上に以つて來て劣等階級の子を生むことが獎勵されて居る、それは劣等階級では社會上の變化の結果として段々仕事が多くなつて來て居る、それから今は戰時中であるから違ひますが、平時に於ては英國に於ても獨逸に於ても生活費が非常に廉い、殊にパンと砂糖の値が非常に廉いので、それさへあれば生きて居らるゝといふ譯で、さうして租税を主に富豪が負擔することに文明社會ではなつて居る、其上に多くの慈善事業が起つて參りまして、貧民に對しては無料で怪我の手術を施し、無料で教育を施し、無料で牛乳を配達する、貧民の労働者に對しては公立住宅といふものが出来るやうになつた、そんなやうな事情が色々働いて劣等なる階級の社會を保護してやるものが多くなつて、其結果産兒數が益増することになり其上嬰兒の死亡率が減るやうになりました、斯る事情が働いて居る爲め劣等階級の人口増殖の割合は段々大きくなつて來ました、英國でゴールドンやピーヤン(此人は現存して居ります)が統計的に綿密に研究した結果によりますと、地位の在る階級の家の大きさが今日は段々小さくなつて來て居る、例へば五十年前に比べると智識階級の家族の人數の大きさが餘程縮小して居る、其反對に貧民の方の家族の人數は益々殖えて來るといふやうなことになつて居る、さういふやうな状態であると將來どういふ性質の人民が國民を拵へるかといふと、

比較的劣等な者が拵へる、劣悪なる性質を持つて居る者が國民の大部分を占めるといふ結果になる、それ等の統計學者の調査に依ると、一國の人口の五割といふものは即ち半分は前代の人口の五分の一から出て来る、だから前の人口の五分の二丈けがあれば次の時代は全體が出来、繁殖力の強い種族の増加する割合はさういふ風に非常に早い、劣悪の者の繁殖力は非常に強い、さうすると全體の人口の五分の二あれば次の人口は皆拵へることが出来るから、之を劣悪化して仕舞ふ、後代の間を劣悪にするといふことを繁殖力の強い種族がやることは餘程容易なことである、詰り今日の歐洲あたりの傾向から推すと世の中を拵へる人口中には優等階級が段々少くなつて、中等階級が之を補充しなければならぬ、中等階級が又少くなつて来ると劣悪の階級から之を補充しなければならぬことになつて、劣悪の方から一般の補充が行はれることになつて来る、さうすれば優秀のものが減少するから折角築き上げた文明は崩れて仕舞ふといふ結論を生ずるのであります。

今迄申述べたやうな方面が優生學の一つの餘程重要な研究の對象になつて居る、そこで愈々さういふ風になつて来ると斯る状態を自然の儘に抛棄して置くべきか、或は何ぞか手を付けて之を矯正する工夫はないか、自然の儘に抛棄して置けば折角築き上げた文明は崩れて仕舞ふ、若し手を附けるとするならば遺傳の働を利用せねばならない、遺傳の働により良い稟質の人間を澤山に拵へるやうな方法を工夫をしなければならぬといふ考が自然に起つて来ます、そこで實際上の施設に移つて行くのであります。

實際的の方面に於ける優生學の考が二つの方面に向つて進んで居る、一つは劣生を減少させること、悪い方の種族の世の中に繁殖して行くことを成丈け防ぐといふ方針に向つて實際的の施設を試みられる、一方は優生を増加するといふことに付て實際的に工夫をしなければならぬ、さういふ消極的の積極的の兩方面に向つて進んで居ります、第一の劣生を減少するといふ方では、精神薄弱とか精神病或は犯罪人のやうな劣等な人間を減少させるにはどうしたら宜いかといふことを考へる、それからもう一つは是は極く特殊の方面であります、或氣候の所に於て永く生存しやうとするには如何なる標準に依つて結婚したらば可いか、是は植民地などに關係して居る問題で、それが今の一面の研究になつて居るのであります、此特殊問題は必しも消極的とは申されませぬが、便宜上此部類に入れてお話をいたします、劣等なる人間を減少させるに付ては隔離法と絶産法の二つの方法が提案されてあります、隔離法は生産時期の間劣等の人間を性別に隔離して其生産を妨げるのであります、亞米利加の方ではデーベンボルトといふ人がさういふことに力を盡して研究して居りますが、詰り隔離法を以てする方が絶産法を用ふるよりも優つて居るといふ意見を持つて居る、其代り是は收容所を澤山拵へなければならぬ、精神薄弱、精神病者、盲啞などを隔離するには收容所を拵へなければならぬから費用が掛りますが、デーベンボルトなどは此法は効果が多いから、收容所は設けて置く必要は暫くの間でよいといふ樂觀説を持つて居る、若し今申すやうな精神薄弱者、癡癡、發狂者、遺傳性の犯罪者、淫賣婦などを生産期の間隔離することが出来るならば、之が爲めに社會は廓清されることが存外早く且つ大

きいものであらうと考へて居るのであります、此方法は随分詳しい考案がありますが、爰では略して置きます。

それから絶産法の方は生産力を除いて仕舞ふことになるのであります、子供を生むといふ力を取去つて仕舞ふ尤も目今の考へでは、色慾を取去る程激しいことをやらない、色慾は残して性交といふことも差支ないことにして、さうして子供の出来ないやうに或手術を施すことが出来るのださうであります、是は男では極く容易く出来るさうであります、けれども女では時としては危険を伴ふといふことであります、男子の場合に於て去勢法といふやうなことは敢て施行しない、即ち睾丸を取去つて仕舞ふことはしない、他の容易く餘り苦痛なしに輸精を不可能ならしめる手術を施すことが出来るさうであります、此頃醫學の方の人に聞いたのであります、X光線を放射すると生産力を除くことは直ぐ出来るといふことであります、X光線を放射させる時には腰の所に鉛の前垂を掛けないと生殖に對しては危険であるといふことであつて、生殖機關にX光線を受けると生産といふことが不能になつて仕舞ふといふことであります、然かしこれは確實の事であるかどうか、某醫科大學教授の談で聞いた丈けだから判りません、若しそれに類似せる手段に依る事が出来ることならば絶産法といふことは極く輕便に行はれるでせう、それで此絶産法に關する法律は亞米利加合衆國の諸州で大變急いで法律にしたものであります、合衆國の法律ではありませぬが、各州が立法の權能を有つてゐますので、州の政府で之れに關する法を布いたのであります、今日迄に十一州位法律が布かれてある、千九百七年

にインヂャナ千九百九年にワシントンが布いたのが初めてでありまして、其後千九百十三年迄にカリホルニヤ、コンネクチカット、ネバタ、アイオワ、ニウジャシー、ニューヨーク、ノースダコツ、ミシガン、カンザス、ウキスカンシンの諸州が絶産法を制定しました、唯問題になつて居るのは亞米利加合衆國の憲法が之を許すべきものであるかどうか、各州は立法の權を持つて居るのであるが、合衆國の憲法と調和することが出来るかどうかといふ問題があるので、多くの州は實行を躊躇して居る、唯インヂャナとカリホルニヤでは此法を實行しまして、インヂャナは百二十五人に絶産法を行つた、それからカリホルニヤでは二百二十人に之を施行した、其中九十四人は女でありました、餘り慘酷な方法ではない、本人合意の上で絶産法を施すといふ實例が擧つて居りますので、其記録などを見ますと或場合には本人承知で、精神病などに罹つて仕事は出来るけれども、子供が出来ること皆精神薄弱者になるので、夫婦相談で精神病の院長などが立會で本人が快く承諾して絶産法を執行したといふ例などもある、だから或種類の人間に對しては隔離法と同じやうに絶産法は可なり效力を擧げることの出来るのであります、また歐羅巴ではさういふ法律を布いて居らぬやうであります、亞米利加の方では大變急いで其法を制定したのであります、それから先刻申しました或る氣候に於いてどんな者と結婚しなければならぬかといふことに付ては多少考案が出来て居る様であります、勿論これは法律にしたのではありません、西洋人には碧い眼の者と茶色の眼の者と二つある、碧い眼の親であると子供はどうしても碧い眼の子供になり易い、ですから両親が碧い眼の親であると子供が碧い眼になり勝であ

る、それから髪の色が西洋には麻のやうな色をした人が可なり多い、それと黒い（日本人のやうに黒くはないが）のご二種類ある、金髪の男女が結婚すると其子供は金髪に爲り易い、眼が碧かつたり毛が麻のやうな色をして居るのはどういふ譯であるかといふと、身體に色素が缺けて居る爲めである、色素があるといふと皮膚が膚色になるし、毛が黒くなる、所で赤道直下に近い所に住む場合には色素がないといふと身體が耐へられない、日に焼けるのも色素が多いのでありますが、色素を餘計持つて居る人間程太陽の熱や光に對する抵抗力が餘計ある、だから殖民をするときに、亞弗利加であるとか其他印度であるとか赤道に近い方に文明人が行く時に自分の妻或は夫にすべき者は色素のある眼の茶色であつて毛の黒い者を選んで結婚することになると、赤道直下の住民として安全に通つて行くことが出来る、又子供も其處に適應する力のある子供が出来る、それを考へて特別な氣候の所に行く者は結婚上さういふことを考へねばならぬといふことを頻りに主張して居る、以上が消極的の方の實際の施設であります。

積極的の方では優良なる種族を相互に結合せしめて往かうといふのであります、是は優良なる種族が思慮ある結婚をして往かなければならぬといふ忠告を與ふる、優生學の起つて來た必要を能く認めさせて、結婚をする時に唯個人の戀愛關係に依つて極めさせないで思慮ある結婚をさせ、成丈け優良の種族は優良の者と結婚するといふ方針を執らして往かなければならぬといふことを言ふのであります、日本の社會では斯ういふことは出来易いことでありまして、昔から血統などのことを随分やかま

しく言つて、本人の戀愛丈けで極めるのでなくして、周圍の關係で極める場合が多いのであります、

夫故日本では優生學者の要望する所は、そんなに無理な註文とは言へないのであります、歐羅巴或は亞米利加あたりの文明社會では結婚は本人同志の戀愛を主として極めるやうになつて居りますから、さる註文は無理だと言ふのであります、併し優生學の人はそれは無理でない、結婚史を調べて見ると、何處の國でも制限があつて法律を以て制限して居る例がある、或種族に於ては同種族以外の者と結婚すると嚴罰に充てるといふやうな法律が設けてある、印度などはキャストといふものがあつて、一定の階級の者は外の階級の者と結婚すると大罪人になる、或は或民族では随分複雑な組合せに依つて結婚を許可して、それ以外は許さないといふことになつて居る、さういふ風なことを考へると後世子孫を優良にして世の中を盛にする爲めに優良者が相互結婚するといふ註文はさまで無理な註文とは謂はれない、決して實行の出來ない無理な註文でないといふことをゴルドンなどは頻りに説いて居るのであります、而してフランシス、ゴルドンは愛といふものを主とするにしても愛には二段ある、一つは盲目になつて夢中になつて居る愛である、一つはさう夢中ではなくて心が傾き掛けて居る位の程度の愛である、夢中の方は論すべからず度す可らざる者であるが、多少心が傾き掛けて居る程度の者に對しては周圍の者が忠告を與へて成丈け品位の善い者と結婚するやうに勧めると随分効果がある、と説いて居ります、是は勿論法律にする譯に往かない、尤も佛蘭西では選良會といふものがありまして、其會員に對し身體精神共に優良であるといふことを證明する、其證明を持つて居る人は他の同様

な證明を有して居る者以外の人と結婚することは出来ないといふ規約を立て、居る組合であります。法律ではありませぬが會の證明を持つて居る人でなければ相互に結婚しないといふことをやつて居るのであります。さう云ふ様な事は、世の中の政策として出来ないことはないでせう。

以上陳べたる如き色々な消極的、積極的の方法に依つて何とか人種を優良にしなければ折角造り上げた此文明が崩れて仕舞ふといふことで研究努力して居るのが優生學者の自ら任じて居る所であります。要するに優生學では民族全體の文明價といふものを向上させて往かうといふのが實際上の目的であります。文明の進歩に對して貢獻をする力の多い者を文明價の多い人といふ、民族全體の文明價を向上させて往かうといふのであります。それから全體をして文明價を増して往くのみならず、勝れたる文明價を持つて居る者を殊に多くしなければならぬ、優良なる文明價を持つて居る者を益々多くするやうに世の中の人口と人口の性質とを矯正して往かなければならぬ、さういふ抱負を以て立つて居るのであります。

大體優生學で論じて居る所、考へて居る所はさういふ次第であります。更にもう一つ附加へて置きたいのは、世の中に人爲的の淘汰法といふことが行はれることであります。それが優生學の上から見ると大變國民に害毒を與ふことがある、或は爲政者の考へ、或は宗教者の考から或人間を淘汰する、其爲めに一國の優良種族が少なくなつて仕舞つて、其國が衰頽に陥るといふ例があります。例を申しますとルイ、ナポレオンが佛蘭西の共和國を革めて帝國にしやうと致した時分に、自分が皇帝に爲

らうといふ一つの考を持つて居つた、而して千八百五十一年以後に於て暴力を用ひて自分に反對である所の黨派を壓倒して仕舞ふといふ策略を用ひたのであります。其時に二萬六千六百四十二人を逮捕しまして、其外に一萬四千八百十八人を獄に投じ或は遠方に流謫し、或は殺して仕舞つたのである、此逮捕され或は殺害された人は佛蘭西の社會では概して優良な階級に屬する人であつた、僅の間に之を人爲的に淘汰したのであります。もう一つの例は西班牙に於て宗教上から人を迫害したといふことがある、是は千四百七十一年から三世紀の間自由思想家といふものを迫害しまして、三百年の間に三萬二千人を焼殺し、一萬七千人を肖像焼の形と云つて、其人の像を拵へて焼く、實際は其人を牢の中で殺して仕舞ふ、それから二十九萬千人を獄に投じ或は色々な刑罰に處した、全體で三世紀の間に三十四萬人の自由思想家を處分したことになつて居る、斯ういふやうに人爲的の不法淘汰が行はれると其社會が墮落して仕舞ふといふ結果を起して來る、佛蘭西の方は時期が短かつたからそれだけで害悪も尠なかつたやうであるが、西班牙の方は僅の間に三十四萬人の優良な人を殺した爲めに、西班牙の國は無智迷信の國になつて、地位の上から言ふと歐羅巴中では二三流に下つて今日は昔の盛なる勢に比しては見る影もないやうになつて居る、人爲的淘汰の結果といふものもひどいものである、日本でも維新の時随分多くの志士を殺して居りますが、あれは時期が短かつたから割合に損失が尠くて済んだのであります。

最近の狀況に於てなほ考へなければならぬのは戦争の結果が優生學の上から見ると非常に後の社會

に影響を貽すだらうといふことであります、昔は個人々々の争闘でありまして、強い者が勝つて弱い者が負けたので、戦争の爲めに強い者が残り、弱い者が除かれたので、優良なる特徴ある者が社會に残るといふ事になり、戦争が優良者に對し選擇作用を行つたのであります、所が今日の戦争はさうではない、今日の軍隊では身體の丈夫な者、精神の方も幾らか良いと思ひますが、さういふ者を集めて戰場に向はしめる、然るに今日の戦争では善いも悪いも區別なしに爆發の力で一體に殺戮して仕舞ふ事になる、例へば軍艦が沈んで仕舞ふとか、或は運送船が沈むとか、或は巨砲の力で一掃して仕舞ふことになるのでありますから、善い者が残つて悪い者は淘汰されるといふ譯に往かない、善い悪い區別なしにやられて仕舞ふ、殊に勇武な人は先に出るから危害に遭ふことが割合に多い、其數が少なければ宜いのでありますが、數が多くなると、劣生的結果を社會に遺す事になります、英國の例で見ますと十八歳から四十五歳の間の男子が六百二十五萬人居る、若しも英國が三百萬人の兵を大陸に送ることになりますと、十八歳から四十五歳の男子の半分を送つて仕舞はねばならぬ、さうなると其中に優良なる種族は澤山這入つて居るに相違ない、六百萬人の數から三百萬人送らうといふには體格検査をして身體の良い者を送ることになるから、比較的善い者を送ることになる、今のやうな戦さの方法であるところの大部分が戦死するか或は役に立たない人間になつて歸つて來る、さうすると將來英國の人民の性質がどれだけ劣等になるか分らぬ、残つて居る者は劣等の者で、優良の者は歸つても傷いた者になつて、當り前の待遇を社會から受けられぬといふ事になり、是が爲めに劣生的結果を英國の社

會に生ずるだらうと言つて憂へて居る者があります、是は英國に限らない、獨逸でも、佛蘭西でも、同じことだらうと思ふ、殊に義勇兵などになつて進んで行く時には、最初は國民中の優良者が飛出す英國でも最初には貴族や學生などの極く善い者が進んで戦さに出た、又米國からも義勇兵が出軍し始めた、義勇兵の制度で出兵すると優良なる者が出軍するから、あとの社會には劣生的の影響が多くなるだらうと思ふ、私などやつて居る學問の範圍に屬する方でもなか／＼善い少壯有爲の學者が澤山出て戦さをして居りました、さういふ人が出て居る雜誌などは休刊して居るものがあるのであります、さういふ譯でありますから優良種族の大なる部分が此戦争に一掃されて比較的劣つた者が後に残るといふことになりさうに思ふ、さうすると今までの文明がそれだけ破壊されることになる、既に戦争と優生學の關係の問題になつて居りますけれども、細かい事實はまだ研究されて居りませぬ、然しこれは將來の重要な研究問題であらうと思ひます、軍隊と優生との關係は從來注意されなかつたのです、大軍隊を要する時勢になつては、これは大に研究せねばならぬ事でありませぬ。

大體優生學で研究して居ること、試みて居ることは既に申上げたかと思ひます、大變急ぎまして言葉が整はず、前後錯雜しまして御了解になり悪くかつた點があるかと思ひます、長時間御清聴を辱く致しました事を感謝致します。(終)

## 英國懲役囚物語(二)

(承第三十二卷第二號)

別 天 生 譯

倍、此房内に在る得體の分らぬ者は何であらうか、若し自分の想像の如く一種の換氣方法とすれば恐らくは天下の技術者もまだ知らないに相違ない、上は某工學博士より下は名もなき一工夫に至る迄ありとあらゆる優秀者を撰抜して僕の房内に伴ひ來り親しく此模型に就て研究せしむる所あらしめ尙圖案を作製し以て數千圓を提供し得るの資本家を發見し倫敦市内殘る隅なくウキンズル、キヤツスルから郊外日々に發展しつゝある新市街の公私の建物に應用したならば、定めし從來陳腐なる方法もて換氣暖房の設備を爲したる多額の經費を節約して以て如何に國家に利する所莫大なるものであらう抔考へ及ぼした。

併し之は一種の空想であつて如何にも換氣装置とは見受けられない、兎に角此難物は何か用を爲す者に相違ない、試に之を引張つて見た處が驚くべし房外に鋭き音が響いた、而かも監獄内に入る所にかチ／＼の聲が響き渡つて總ての物が鳴る様にも思はれた、そうすると大きな鈴が鳴り初めた、やあ失

錯つた早速獄則違犯をしたなど驚きの眼を見張て居ると房戸に嵌込の一小木片が棚の様にシユツと音を立て、自分の前に展開した、何か用か」との鋭き聲が引續て房外に聞へた、房内の孔から覗き込んで見ると自分の見知らない看守の顔で早速頓才を運らし自分の徒ら業と白狀するより物を尋ねるに越したことは無いと思つて實は辯護士の處へ書面を出したいと思ひますが筆紙墨の交付を願ひたいと遣つた、之には何も返事が無い、唯自分の前に突出した一小木片が突然自分の鼻と髭を掠める様にして再び鋭き音を立て、房戸に喰込むだ、自分も此不意の出來事に驚いて茫然たる内に房戸に挿込むだる鍵の音を聞いた、鑿て房戸が開かれて看守は房前の廊下に置かれたインキ壺、ペン、吸取紙を指して黙然たり、予は之に就て謝禮したが此看守は少しも口敷を利かないが流石に動作は機敏であつた、能く／＼視れば状袋と紙が無い、之も併せて貰ひ度いと願つた、到頭其晩は貰ふことが出来なかつた、よし翌朝典獄定時の巡回に際して申出でたならば必ず貰へることであらうと思ふて寢に就いた。

翌朝六時に大きな鈴音に目覺まされ早速起き上つて着物を着更へるが早いか直ぐに看守が房戸を明けた、典獄補の巡視で其後に帳面を持つた看守が附添つて居る、自分に對して醫者の診察を請ふや否やを聞糺し若し診察を受くると謂ふならば其帳面に記帳するのである、其時に二個の毛の硬いブラシを渡されて之で以て監房の床を磨かなければならぬ、尙又看守は毛布敷物の疊み方、吊床の捲き方等に就て規定の方法を教へて呉れたが實を謂へば最初の一二回は自身に採りても亦教へて呉れた人に對しても満足なる結果を得たと謂ふ譯には行かない、毎朝跪て床を磨き卓子椅子水桶其他房内の備品を

洗浄した。

朝飯は房戸の小さな引戸の口から差入れたが粥少量と麵麩一小片に過ぎない、それが済むと教誨堂への参列で房外一步廊下へ出ると大聲に「房戸に向け聖書讚美歌祈禱書を取て背後に抱へよ」との號令が下つた、幸にも房戸の外部を視察探究するの機會を得成る程不思議な工夫を演出されて居る者との感を深ふした、先づ以て房戸中引き戸の上には奇妙な探偵穴があつて房内の囚人には一向分らなくて房外からは其一舉一動は勿論の事残る隈なく總ての房内を視察し得らるゝ様に仕組まれたる狡猾の設計である、僕は尙又前夜好奇心を起して引張つた不思議の器具を親しく點檢し始めた、成程銅條仕掛で之に觸るれば直に鈴が鳴る様に仕組まれて之と同時に房名を記した木片が房外に出る、巡警中の看守は鈴音を聞くや否や何房からとの合圖を曉つて其用件を聽く様に爲つて居る、勿論房内の囚人は此房外に出る木片を自由に左右することが出来ないで既に好奇心を以て之に觸れた以上は其發覺を免かることの出来ないのは當然であつた。

階段を下つて石床の通路に沿ふて進んで行くと炊所の入口の前を通らされた、晝食給與の肉汁が既に用意されて居るものと見へて美鼻を衝て腹の蟲が鳴り出した、段々進んで行くと低い硝子で張りが詰めた大なる會堂に來た其中央には一の部屋があつて其の戸及壁は勿論厚き硝子張を透ふして見ることが出来る、先づ四方硝子張りの内に一の部屋がある者と見れば差支ない。

之が即ち辯護士との接見室で室外に監獄官吏が監視して居るが唯見張つて居るのみで談話は何等洩るゝ所なく囚人は十分に遠慮なく自己の秘密を打明けることが出来る、定めし此部屋の内では幾多の有罪の自白が辯護士の耳底に響いたであらう、公衆一般に對して疑獄と看做されたる幾多の事件も此室内で被告の詭計を看破し訴訟當事者をして彼を説得せしむる任に當らしめたであらう、被告の朋友が奔走して市長又は判事より證明書を得て囚人と妻子親族との面會も此部屋に於て行はれるのだ併し其場合は戸は開放して十分に談話が聽き得らるゝ様になるのである、随分と多くの秘密が辯護士及訴訟依頼者に向て此硝子室内に漏洩せられたるは勿論の事、悲むべき離別談や失望の聲も放たれ而かも向後十有餘年の哀別否寧ろ多くの場合に於ては夫妻、父母、兒女との間に現世の生別愁嘆の劇も演ぜられたことであらう、痛く失望したる両親や妻女の別れの接吻も茲に演ぜられ一方被告は數年の後には瘦せ衰へたる形骸を以て恐るべき苦役に働きつゝある状態は何としても想像するだに凄絶なことでは無いか、中には亦恐ろしいには違ひないが戀しい情人との永の別れ、優婉なる様を誰憚る所もなく演じ出したこともあらう、終には斯うした囚人は刑期の半ばをも働かない内に形容枯槁憔悴して病監の人と爲り不知の人に侍つかれ死出の旅路に一步一步と踏込んで——あゝ想像するだに身の毛が慄つて堪らぬ。

そんな話は借置き今は教誨堂に参列せんとする矢先である、右手に此硝子室を眺めて薄暗き廻り階段を昇り詰むれば相當の大きさを持てる四角な教誨堂であつた、最初に目に着いたのは二個の大なる鐵柵で堅められた鳥籠式の部屋であつて其一個の方には二階に棧敷が取付けられて前面に黒幕が下が

つて居る、是れなむ即ち婦人専用の席である、各囚人の種類に應じて別々に坐席を區分して參聽せしめ鳥籠の一には千人許り宣告を受けた既決囚で他監に押送する迄茲に拘留せられたる者が參列して居る。

此既決囚の頭髮は短雜せられて鬚の痕跡は少しも無い、先づ頭の毛も長さ一時位で藍色の粗布製で短い「ジャケツ」股引「チョッキ」を着けて襯衣には綠色の線が入つて居る、向側の鳥籠には純然たる被告人として渡された者を入れ僕等の如き八九人の者即ち次の法廷開廷迄再拘留に附せられたる者は前面に坐席を占めて居る。

演壇の一方に典獄席があつて典獄は各囚の教誨堂に集つて各々相當の席に就くのを立て見成る、打見たる所背丈の低く服装の清楚なる短き銀髪長者であつた、時々故意とらしい笑をして光る白齒を見せた、纏て典獄補は教誨師と共に來て戸に錠を卸し典獄席と反對の側に坐席を占めた。

萬事整頓した所で入口の戸は緊く扼せられ看守は各自分受持の囚人の傍に位置を占めた所で典獄の頭は軽く額て教誨師に始めて差支なしとの合圖を與へる、喜色満面に溢れた時は必ず光つた白齒を露出し雪白の「シャツ」は胴衣の間から顔を出し前面に薔薇を挿むだ清楚なる姿は籠の鳥が集つて多數茲に棲み終に一羽も飛び去つたことが無いと云ふ工合に如何にも満足氣な溜息をする毎に胸間の白薔薇も動き初める、此朝の簡單なる説教は從來未だ曾て經驗したことのない程痛切眞摯に僕の心を動かした説教は淀みなく尊敬すべき教誨師から與へられ苦悶に沈みたる自分の胸に對しては儘に一種の鎮痛劑と爲つた。

劑と爲つた。

茲に於て僕は此紳士に對して深厚なる感謝の意を表さなければならぬ、此ニューゲート監獄に拘禁中僅か數週間の短日月であつたけれど随分と親切なる待遇を受けた、毫も差し出がましき態度はなく熱心眞摯に神の使命を説いて呉れた、度々予に加へられた親切、激勵の一小些事すらも時々自分の胸に今も思ひ起して感謝して居る、眞に彼と對すると衷心から春風海の如しとでも謂ふべき廣濶快適を感ぜざるを得ない、彼と對談した思出は今猶忘れんと欲するも能はざる所だ出監後時々商用又は家族の爲に倫敦に行く事があつて街路で時折見受けるので早速駭奇て昔日の厚恩を謝したこともあつた、眞に僕は此人位適任の人には今迄出遇はなかつた、成程多少の人は相當の天才を持って居る者もあらうが而かも適切なる言を以て愉快怡安を人に與ふる術に於て此人位達して居る者はあるまい、餘りに深く人の身上に干渉して悪感を抱かしむることもなく、尙又世俗に分らない宗教上の語を離れて過誤の人に對て正當の事柄を正當の時正當の方法を以て能く之を教導するの術は恐くジョーンズ氏獨特の長技とも謂ふべき者である。

何人も面と彼に對しては眞逆に偽善を装ひ後悔懺悔の空涙を出して獄内の優遇を贏得むが爲に容易に改心を誓ひ眞摯振をする空事も出来まい、若し社會の各寺院にして切めて其半分だに斯の如き眞摯敬虔なる教誨師を得たならば定めし國家に幸する幾何であらうか、斯の如き事を書綴つた本稿が何等かの機會で教誨師の眼に觸れることがあつたならば兎も角も信徒の一人は深き感謝の念を拂つて居る。

ことを知て彼も定めし満足であらう、實に自分に對して慙軻不遇の時に臨んで懇切なる舉動を與へられた計りでなく衷心一種の光明を認めしめたのも彼の賜であることを感謝する。

是が實に自分の最初に受けた説教の感想で如何にもジョーンズ氏の謂はれる通り救済は何人に對しても眞實に自己の罪深き小なる小供であることを確認し以て始めて行はれる者で衷心から其罪を悔改めなければならぬ決心が付いて熱烈眞摯なる祈禱に依て神の救を求むる信心其者が始めて本人をして眞生涯に導かしむるものであると謂ふ純潔、廣大、簡明なる意義を證認した、彼は亦神と吾人との間には救世主たる基督の外何等の仲介者なく加之又宣教師たる俗人たることを問はず基督と罪ある人の間さへ遮ざる何人もなく吾人は直接に神人たる基督の手に依て神に隸屬すべき者なりとの事實を示して呉れた、毎もながら監獄教誨師には深く謝さなければならぬ、自分は自分の子孫の爲めに入監をして知らしめ度ない、又實際知らない、父は四年間永の旅路に出でたりとのみ諒解して居る子孫に向つて此恥を曝すには忍びないが、此忍びざる心を裏切つても教誨師たる彼を探し出して個人的に謝禮の一言を彼に拂はなければならぬ。

嗚呼歲月流るゝが如く逝く水の如し、曾て苦楚を嘗めたる辛き經驗ありしより今は早數年を経過しぬ、既決囚たる名前は負ひ度ないと幾多の人が千辛萬苦した如く自分も苦勞して見たが是も徒事であつて而かも今は現實の浮世に立戻つた次第である、其現實の浮世は過去數年前兎も角も自分の生活して居つた場所に相違ないが何だか他人の世界に這入つた氣分もある、有難し曾て囚衣を纏ふた人が今は尊敬すべき市民として立働く事の出来るのは深く自分乍ら喜ばなければならぬ。

此場合自分の豫想に反し又社會一般の意見に反する著るしき事實に就て一言せしむる所あらしめよそれは放免囚は常に在監中の知人の爲めに誤まらしむる危険の位地に在りと謂ふ事である、自分は四年間社會の爲に働かず、圜圍の裏に務めて居たが各階級各種類の人數百に毎日接した、否數百所か實にミルバンク、ダートムーア兩監獄に移つたから此等を計算すれば數千の人を知つて居ると謂ひ得らるゝ。

此等の人は實際僕を知つて居るに相違ない、長い間自分は監獄内樞要の位地に在て多くの人に面接する機會が在つたから他囚より割合に僕の名を知らなければならぬ、夫れに僕は別に變名も持たず

に眞實の名で裁判を受け處刑せられ監獄名簿に登録せられた。

放免後商用の爲に英格蘭及愛爾蘭の各都市を往復した、其間一等二等三等の汽車馬車に乗つて六七十回も海峡を越へ旅館にも泊り寺院にも行けば公會堂にも行き或は劇場にも行き凡を到らざる限なしと謂ふ有様であるが獄内で知つた二人を除きては全く何人にも出遇はなかつた、其二人は矢張自分同様に社會に在て相當の位地を占めた紳士で出獄後の邂逅を豫め打合して置いたのである、内一人は曾て政府の官吏たりしことあり出監後米國に趨て今は相當に暮して居るとの風聞である、他の一人は最も近しき親友でミルバンク監獄に來ない前からの知合で誠に愛すべき良友であつた。

氣の毒にも數年の苦役を終へて出獄後間もなく死んで仕舞つた、其原因はダートムーア監獄に居る

間、看守の蠻行に胚胎して風邪に冒されたのが抑もの起りです、此男實は性質愉快な人で、熱帯地方に數年生活した習慣から海抜約千八百呎も高いダートムーアで窓に雪風の打當たる所を平氣で其窓を明放ち上衣を脱して立働して居た、或日外役の群も働に出ない恐ろしき飛雨の日があつた、股引も襯衣も脱して之を洗濯するので其最終の列で折悪しく吹放つ窓際に居つた、餘りに寒いので看守の許可を得ずして數歩離れ窓の下に赴いた、無智の看守は非常に怒て自分の權威を蔑視したと稱して某を五分間開放の窓に裸體に且濡れて直立せしめた、某も餘儀なく之に服した、さもなければ報告せらるゝのである、長鼻看守の報告は少くとも四十八點を失ふ、恰も壹週間の刑期延長に價し或は三日間の屏禁減食罰に相當する、併し事實此不從順の行動はあつたけれども長鼻看守の權威なる者は十分に寒風直立に依て確保せられ兎も角も一人前の人間として相當の報告を得た譯である、僕は敢て謂ふ此看守は僕の知りたる範圍に於ても多數の蠻行を企てたが如何なる結果を來したかを知らないに相違ない、春秋の筆法を以てすれば此日彼は予の友人を殺したりとや謂はむ、遂に寒胃は肺を犯し永く病床の人と爲り少くとも十年若くは十五年の生命を縮め遠く彼土へ去つた。

筆は教誨堂參列から餘り遠くへ徘徊した一般公衆の視聽を遮つた事實を餘りに早く露出した、併し是には少數なりとも證人の在る事を茲に告白して置く。

### 譚 議

## ○思潮

客月の時習會は議會に對する用務の多忙なりし爲めに、定日開會の運びに至らざりしが、谷田局長は此節世界の行刑制度に、一紀元を開かんとする新主義が、今や米國に於て勃興しつつあるを見、早くも之が研究に従事せられ、而して是等思想上の新傾向は、苟くも今日の司獄官たらん者の是非共知諒すべきものなるが故に、之を時習會の話題とするよりも寧ろ廣く一般僚友に紹介するの便れるに若かざるものありとの考より、去月日之を茶話會席上の演題とせられたるもの也、講演せらるゝ所の趣味多き嶄新の思想と、之を實行するに就ての奇抜極まる方法の詳細に至つては、速記者の手に依り協會誌上更に紹介せらるゝの日あるべければ、諸君は就て大に興味せらるべく今より待ち望まれて可也、茲には唯だ其概要を記して聊か豫告の用に供せんとするのみ。(櫻岳)

局長は先づ講演の緒論として左の如く述べられた、  
「今米國に起りつつある行刑法の新主義を研究

するに當つては、先づ米國其者は如何なる國柄にして、其風俗人情は亦如何なるものであるかを見ねばならぬ、が色々の事は差置きて先づ本問題に關係を有する點から申すならば、新進氣鋭で創造力と斷行力とに富み、苟くも是なり利なり又眞理なりと認むる事は、舊習や舊慣や其他何物にも捉せねば止まぬと云ふ氣魂ある事、之が尤も「ヤンキー」の特色だと世界から認められて居る所であつて、是は又た彼等の特色中の特色だと云ふても可なる位のものである、故に新工夫とか新流行とか云ふやうな事は、多くは皆米國から始まる、彼等は常に何等の牽制拘束を受けることなくして、何事も思ひ切つて自由に斷行する進取の氣象と勇氣ある段に至つては、實に驚くべき國民と云はねばならぬ、我國の如きも僅々五十年の間に色々の事を斷行して、長足の進歩を遂げた勇氣は偉いものであつたが、迎ても米國のそれには及びも付かぬ

ことである」と、

斯くて猶ほ局長の述べらるゝ所によれば、目下世界各國に行はれつゝある拘禁制度も色々ではあるが、其元は云へば晝夜獨居でも又は晝間雜居夜間獨居でも、皆是れ米國が始めに案出實行したもので、一として米國に生れないものはない、米國は恰も總ての獄制の産地であるかの觀がある、即ち彼のペンシルヴァニア、システム、だの、フレデリック、システム、だの、又はオーバン、システムだの云ふが如き、是等の主義は皆な世界を風靡したものであつて、其形はヨシ多少づゝ變りはあつても、其主義精神は必ず採用されて居ることごと、従つて又米國には獄事に熱心なる人が尠くない、之が抑々米國をして斯くも獄事の爲めに、世界に貢獻せしめる所以であつて、就中イーシー、ワインスの如き人物が出て、今日迄續いて居る所の萬國監獄會議を開始せるが如き、實に不思議な程米國と獄制とは密なるものがあり、従て米國の獄

制を研究すれば則ち、現代の獄制は從て解ると説かれた、だが若し夫れ古代世界の歴史の事や哲學の事や美術の事や、其他政治法律の如き學問上の事に至つては、獨佛のそれに及ばざる遠きものあらんも、唯此獄事に於ては總ての權威を米國に置かざるを得ない歴史の存するを如何せんとのことである。

然るに今又此の奇説極まる、而かも其中には徹底せる十分の眞理を包含し、此眞理は纏て又た世界を照らす光明たらすんば止まざらんとする、傾向ある此行刑上の新主義新思想を、研究せんとするに當つては、茲に我々研究者の心得として大に注意すべきものがあるとして左の如く警告せられたのであつた。

此新主義は如何にも理窟上は人を領かせ、眞に其鳴の感に堪へざらしむるものがないではない、而して之が形式如何は別として、兎も角も其主義精神に至つては世の進歩と共に、如何にしても採

用されずには居られぬ筈のものかと思はれるけれども、然かし若しも米國其者の國情や又は風俗人情習慣等の異なる點に着眼せずして、輕々に何れの國にも直ちに之が實行し得られるものゝ如くに速了し、鵜呑みに全然此方法を（敢て主義と云はれず）採用する等のこともあらば、それこそ大なる心得違ひにして飛んでもなき失態を醸すは必然である、既に彼れは立國の主義に於て共和の基礎の上に置かれたる國柄である一事が、我國などは其國民の思想感情の上にも根本的に違つてくる所以であるから、此邊をよく呑み込んで彼は大に斟酌せねばならぬことを忘れてはならぬと、

以上はホンの緒論の大意である、大意ですら斯くも長くなつた所以は、その大切なる點丈は是非之を略してならぬと思つたからである、が以下摘録する所は更に之を略して唯其筋書位にする、と云ふのは冗長を避け成るべく諸君に迷惑を掛けたくないのと、何れ詳細なる速記録が近日登載せら

るゝことと思ふからである。

### 米國囚人自治制の概念及實施

是ぞ即ち彼地に於て近時大に呼物になつて居る行刑法であつて、曾て類例のない新奇な遣方である、そして是は監獄を大體から觀て感化教育の場所となし、其目的を達せんには是非共彼等自身をして自ら治せしめ、以て自主自立の精神を涵養するに非ずんば、其効を奏する能はずなすもので、即ち此意味だけが此制度の骨子となつてゐる譯である、云ふ迄もなく従前の行刑法は總て膺懲を以て其主義目的とせざるはなかつた、が此新制度は全然威嚇の分子を取去つたもの、ヨシ多少加味されることも其は唯副産的のものに過ぎない、而して結局は監獄に拘禁して自治的教育を強行するのであるから、別に無意味の制限など付して徒らに究屈の思ひをさするに及ばず、唯だ其が感化教育に益あればやるのみである、だから緘黙法の

如きも苟くも教育上に害なき限りは、之を撤廢して勝手に談話をさせる、彼の刑は苦痛也など云ふ舊き思想は最早全然なくなつて仕舞つたのだから例へば罷役後の如き其秩序風儀を害せぬ限りは皆自由にしてある、音楽もやればベースボールの如き遊技や運動などもやる、殊に接見の如きは勧誘して自由にやらせる位。

自治制は官權主義を廢して彼等の自治主義に據らしむるものであるから、自然看守も要らなくなる、即ち教誨堂の如き食堂の如き又た工場の如きも看守なくして済む譯であつて、看守は唯だ外圍の巡回を爲す位である。

### 囚人自治制の由來

之は初めニューヨーク州に起りたる制度である此州は古來獄制研究を怠らぬ所であつて、從來國民協會なる調査會もあり、監獄及監獄作業と云ふ事など大に研究されつゝあるのだが、更に一九一

三年(大正二年)に至つて監獄改良委員なるもの組織せられ、此委員長となりしものが即ちトーマス、モット、オースボン其人である、而して目下の新案なる自治制は實に此委員に由て案出せられ之が爲めに今やオースボン氏の聲名日に益々揚りつゝある次第、此人の齡は六十前後、米國オーバン州に生れ、ハーバード大學を卒へ世に出で、は一工場を經營し、新聞社を持ち生活富裕なる財産家であり、そして同市々長に撰ばれる、こと三回、其他公共事務にも關係すること多く、政派はデモクラット黨に屬し、至誠廉潔の事業家たる立派な紳士である。

「オーバン」監獄の典獄ラツナゲン氏にも相談して其許可を得、トム、グラウンの假名を以て入獄することになつた、尤も人の注意により公然と研究の目的を以て入獄することを囚人にも明かし、且つ世間にも之を發表した、而して監獄吏員には全く他の囚人同様に取扱はれんことを要求して、遂にバケツ製作の工場に使役せらるゝことになり、然るに有意か無意か運送の後押しの際役中外見を爲したとかにて、懲罰を受くることにも立至つた、幸に之れで獄中の生活は皆其一通りを経験し得た譯であつて、而して其研究の結果はどうかと云ふに、現今の獄制は全然不合理不道德眞に慘酷極まるものだ、之れで感化矯正などは全然不可能だとするにあつたのである、其「獄中の生活」なる著書にはよく其状況を巧妙に而かも峻烈に有りの儘を述べて、人道よよりは實に慘酷極つたもの、又た教育上よりは愚極まつたもので、殊に懲罰室の如き彼等は之を「クラー」と唱へて非常に恐れて

斯くて氏は委員長として責任ある改良案を建てんには、是迄の如く何事も唯だ傳聞や想像のみにては不可ぬ、是非其今後は事實上に立つて考案せねばならぬ、就ては一度は自ら入獄して内部より實地研究をなす外あらずと、眞面目なるオースボン氏の事とて此決心の程を、先づ市長に諮り尙又はあるが何の益もない、總じて今日の監獄は殆んざ生き乍らに墓に押し込みに等しき實況である、之れでは人の精神を破壊すると云ふものだと喝破してゐるのである。

然らば之を改革せんとならば如何にせばよいか之れは自治制を布いて彼等々待つより外に良法はない、即ち其れによりて彼等は人道を自覺し人情を學び、併せて自主獨立の氣象を扶殖し得らるゝのである、尤も之は官囚協力の力に依らねばならぬ所より、彌々之を實行するに至つてはオースボン氏は之を囚人中二三の者にも陳し合せ、内外より盡力せんことを約束したことを云ふて居る、其後屢々オースボン氏は監獄に行きて自治制樹立のことを勧めたる結果、茲に善人同盟と云ふようなものを作り、善行を保ち進まんとの志ある者は皆此同盟に加入せしめ、而して典獄に請願して此同盟者に向つては特別扱をして貰ふこととし、遂に許可せられて自治制が茲に成立するに至つた、之

後屢々オースボン氏は監獄に行きて自治制樹立のことを勧めたる結果、茲に善人同盟と云ふようなものを作り、善行を保ち進まんとの志ある者は皆此同盟に加入せしめ、而して典獄に請願して此同盟者に向つては特別扱をして貰ふこととし、遂に許可せられて自治制が茲に成立するに至つた、之

れが我大正二年三月の事である。

然るに既に斯くも同盟を許可せられた以上は更に進んで規約を設定せねばならぬと云ふので、同月直ちに創立委員を全因の中より探み、茲に協和同盟規約なるものを編成し、其綱領は各々責任を以て自らの安固組合の安固を謀り、以て自他の幸福を希ふと云ふのであつた。

今此自治制の實施されつゝある所は、第一をオーバン監獄として次がシンシン監獄、其他はコンネクチカットの州立感化院に實施されてゐると云ふ、シングシンの方はオースボン氏自身が典獄となりて始めたのだが、前者よりも理想的に行はれてるのは勿論であつて、従つて今は此方が大に評判高ふなつてゐるも無理はない、殊に面白いことにはオースボン氏が此處の典獄になつたのは、囚人等の要求に基き就任したので、其又た手續が面白いと云ふのは、先づシンシン監獄の囚人共が「ゴルデンルール」と云ふ自治規則を作り、之を實

施して貰ひたいとの熱心なる請願を受け、遂に決心して之を承諾することになつた、尤も其前にオーバン監獄の囚人にも從來の行掛りもあり勞就任の可否を相談に及んだ所、彼等は之を衆議にかけた、すると否とする者七人可とする者十三人であつたから、多數意見に従ひて就任を決心したのであると云ふ、寔に面白い遣方もあるもので一寸我々には想像も付かぬ話である、勿論任命は政府が之を爲すのであるが、それにしても斯くまでに人民意志の自由を重んずるかと思へば驚く外はない。

此協和同盟には加入するに何等の資格制限がない、但し同盟規約と監獄の規律を守り、出ては又善を爲すと云ふ信條を以て、之に向つて忠實を盡すと云ふ誓ひさへ爲すならば、何人でも加入することが出来るのである、而して自治制の働き方は先づ代表員を各部各組合から一二名宛を選出しオーバン監獄にては四十九人、「シンシン」監獄

は五十五人、之れを代議員會（ホールドオブデリグット）と稱し此中より互選を以て事務執行員（エキゼキチーブコンミッチー）を設く、外に書記一人補助者一人あり、而して總て會員の進退、作業、運動、衛生、外役、接見、音楽、讀書に關する事、並に自治裁判の事である、此裁判の制裁としては唯だ會員を除名するか、若くは其特權を停止する丈の事であるが、それにしても仲々に彼等の利害には大した關係のあるものである、それで之には

控訴を許してあるので、それは何處に爲すかと云ふに典獄の裁判に向つて爲す、之は看守長を陪席さして典獄之を判決する譯である。

右様の次第で何も彼も彼等囚人が自身で治めて行くのであれば、自然典獄以下職員の話が要らなくなる譯である、故に典獄は唯だ監獄の大體を綜攬し一般を取捕ればよいのであるが、併し自治制執行上の事は總て責任を以て監督せなければならぬは勿論である。



大正二年三月

統計

十

大正七年二月中入出監並月末在監人員 (△、減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	備考
五、一、二一	四、三〇七	四、一一	三	五、三、六五一	內朝鮮人受刑者男四二人刑事被告人男四人アリ X印ハ逃亡犯引渡條例ニ依ル拘禁者並ニ外國船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依ル拘禁者ナリ
四、八三二	四、五二二	五、二〇	一六	九、二九七	
四、四六六	四、五八七	五、〇五	一七	八、九七七	
五、一、四八七	四、二四二	四、二六	三〇	五、三、九七一	
五、一、二一	四、三〇七	四、一一	三一	五、〇、九一三	
四、八、二九三	三、九六九	七、六四	三〇	二、一、四三	
三、六六三、一九四	一、五、△三三八	〇	△	三、一、五〇五八	
六、五、二七三	〇	〇	〇	三、一、五〇五八	
三、一、五〇五八	〇	〇	〇	三、一、五〇五八	

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那	二九	三	三二
那	一	一	二

統計

英 米 吉 利  
北 合 衆 國  
露 西 亞  
獨 逸  
葡 萄 牙  
總 計

男 男 男 男 男 男 女

二 一 五 一 三 六

一 一 一 一 五 一〇

一 一 一 一 五 一〇

大正七年二月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
小菅	一、五〇	一	一	一	一、五二
東京	一、一〇	一	一	一	一、二二
豐多	一、一〇	一	一	一	一、二二
東洋	一、一〇	一	一	一	一、二二
果多	一、一〇	一	一	一	一、二二
橫濱	一、一〇	一	一	一	一、二二
浦和	一、一〇	一	一	一	一、二二
前橋	一、一〇	一	一	一	一、二二
千葉	一、一〇	一	一	一	一、二二
水戸	一、一〇	一	一	一	一、二二
宇都宮	一、一〇	一	一	一	一、二二
長野	一、一〇	一	一	一	一、二二
山梨	一、一〇	一	一	一	一、二二
東京	一、一〇	一	一	一	一、二二
合計	一、一〇	一	一	一	一、二二



大正七年二月末日現在受刑者刑名表 (△、○)

刑罰名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
	數	期	數	期					
無期	五三五	無	二四	無	五五九	五四九	四八三	一〇	七六
十五年以上	九六四	無	三六	無	一,〇〇〇	九八五	八二〇	一五	一八〇
十五年未滿	一,四四九	無	五三	無	一,五〇二	一,四六八	一,一四六	三四	三五六
十年以下	九,一六一	無	二五二	無	九,四一三	九,四五四	九,四九六	四一	八三
五年以下	七,三八五	無	二八一	無	七,六六四	七,六二〇	六,九五六	四四	七〇八
三年以下	六,五九二	無	二九四	無	六,八八六	六,八一九	六,三九六	六七	四九〇
二年以下	九,四七七	無	四〇六	無	九,八八三	九,八一五	九,一〇八	六八	七七五
一年以下	八,五四六	無	三四八	無	八,八九四	八,七九三	八,五五三	一〇一	三四一
三月以下	四,一五七	無	一九六	無	四,三五三	四,二六〇	四,〇〇五	九三	三四八
計	一,〇六八	無	八〇	無	一,一四八	一,一一四	一,一〇〇	三四	四八
無期	四九,三三二	無	一,九七〇	無	五一,三〇二	五〇,八七七	四八,〇六三	四二五	三,三三九

大正七年二月末日現在在監受刑者罪名表 (△、○)

刑罰名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
	數	期	數	期					
一年以下	一九四	無	一	無	二〇	三六	四	一六	一六
六月以下	六一	無	一	無	六二	六七	三一	六	三〇
三月以下	八七	無	一	無	八八	一一三	五〇	二五	三八
計	五八	無	三九	無	九七	一三一	一八〇	三四	八三
合拘留	四九,四七七	無	二,〇一〇	無	五一,四八七	五一,一一一	四八,二九三	三六六	三,一九四
初犯	一九,八四〇	無	一,二五二	無	二一,〇九二	二〇,八一五	一八,六一一	二七七	二,四八一
累犯	二九,四九二	無	七七八	無	三〇,二七〇	三〇,〇六二	二九,四五二	一四八	七五八
計	四九,三三二	無	一九七〇	無	五一,三〇二	五〇,八七七	四八,〇六三	四二五	三,二三九
十八歲未滿	一,八〇二	無	一三五	無	一九三七	一九三一	一,八一九	六	一一八
二十歲未滿	二,六七一	無	一五二	無	二,八二三	二,六一三	二,三〇六	二一〇	五二七
二十歲以上	四九,〇〇四	無	一,七二三	無	四六,七二七	四六,五七七	四四,一六八	一五〇	二,五五九
計	四九,四七七	無	二,〇一〇	無	五一,四八七	五一,一一一	四八,二九三	三六六	三,一九四

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
竊盜	二六,五六九	九〇九	二七,四七八	二七,三二九	二五,六九六	一四九	一,七八二
強盜	二,四三五	二一	二,四五六	二,四七二	二,五二二	一六	六六
賭博及七宮儀	三,一七八	七三	三,二五一	三,〇三三	二,八九三	二一八	三五八
詐欺及ヒ恐喝	五,八六九	一〇八	五,九七七	五,九五七	五,七二六	二〇	二五一



## 寄書

## 〇犯罪者宗教觀念の研究

教誨師 菊屋 哲 公

犯罪の原因や多種多様なり、一言にして盡すべきに非ずと雖も、大別すれば二となすを得んか、曰く物質的原因、曰く精神的原因、就中飲酒、女色、華美虚榮等の如きは前者に屬し、忿怒、怨恨、痴情等の如きは後者に屬す、此外に境遇的原因を別擧するも可なり、せざるも可なり、要は二大別中に含蓄することを得べし、而して精神的原因中、表面には何等注意を惹くことなくして、隠暗の中に犯罪の大基礎を爲すものあり、反宗教的思想即ち是なり、反宗教的ならざるまでも無宗教なるものも亦犯罪の出立點として與つて力ありといふべきなり。

現代一般社會の人士、反宗教的又は無宗教的な

弊や大なり、迷信を以て正信に入るの過程なりといふ勿れ、これ反つて諸種の害毒を醸するの地なり、迷信は有れどもなきが如きのみ。

犯罪者は神佛の觀念に乏し、神佛は架空の臆説となし方便的假説となし、眞面目に之が存在を信せず、予が化導せる一犯罪者は東京より滋賀縣に無錢旅行をなしつゝ、歸る途中、或は田島の作物を或は店頭の飲食物を竊取し饑渴を凌ぎしが、或村落に至りて小神社あるを見、社前の賽銭箱を竊取せんとしたるが、流石に神罰を畏れて一度は躊躇せしも、神は有名無實のみ、神罰何の爲す處あらんと、箱中の賽銭數十錢を竊取したるも所謂神罰らしきものはなかりきと告白したる事あり、十人十色の神佛觀あるべしと雖も大要は大同小異のみ、此の如き思想の下に窃盜を爲し詐欺を爲す、神佛の照覽の如きは念頭に存せざるもの比々皆然りといふべし。

宗教殊に佛敎に於ては三世因果の敎説あり、反

るもの多し、その科學的近眼者流と無智無識者流との別なく、宗教を以て野蠻の遺物の如く思惟し、宗教 信せずといふを以て一種の誇となす如きものあるに至つては、物質萬能の弊も亦甚しく、豈長大嘆息に價せずといふべけんや、嗚呼宇宙は茫茫漢々として無際無限なり、有限の人智得て能く其機微を知るべからざるなり、此別天地を仰いで憧憬するものは宗教的信仰なり、然れども近眼者流之を知らず、滔々として物質萬能の渦中に投ず、此の如き輩は胸中何等の信念なきを以て、一跌逆境に陥れば煩悶その活路を發見する能はず、一舉順境に上れば浮華その止まる處を知る能はず、道義を無視し靈性を蔑如し、免れて耻なく終に囹圄に呻吟せざるを得ざるに至る。

犯罪者中千差萬別の色彩を有すと雖も、その反宗教又は無宗教の禍根に立つは即ち一なり、中には多少の神佛觀念を有するものなきに非ずと雖も、多くはこれ病的信仰即ち迷信に屬す、迷信の宗教思想のものは是亦世道人心を治むる方便説となし、因果應報の畏るべきものあるを解せず、誤魔化せば誤魔化し徳とし、誦誦百端犯して爲さざるなきに至る、因果の説は科學者も哲學者も認めざるものあり、近眼者流は今日の事は今日の内に計算し、昨日と明日に互りて之を考察する事を知らず、故に天地自然の理法に疑を懷き、深く留意すべき價值なしとせり、懼るべき邪見終に大惡暴戾を敢てするに至る、先輩千輪性海君嘗てその研究する處を發表して曰く、犯罪の原因には第一原因第二原因あり、最後の原因は「恐らく發覺せざるべし」といふに存す、而して八十パーセントは此種の不明に屬すと、實に犯罪研究中適切なる見所なりといふべきなり。

故に犯罪者は宗教的道德を守るの意薄し、宗教的道德は普通道德と相異らざるものもあり、表面同一なるも其根柢を異にするものもあり、時に別

殊に屬するものもあり、其何れにするも苟も宗教上の信念あるものは、自己の奉信する宗教的道德に對しては及ばずと雖も遵奉するの意なきはならず、犯罪者は此制裁指導の外に立てるが故に自肆放縱至らざるなきも故なきにあらざるなり。

以上の如き犯罪者に對して一度宗教的の信念を與へ靈性の一雙眼を附するあらんか、其改善は實に根本的のものとなり得るや言を待たざるなり、監獄の改善手段中作業の如き規律の如き衛生の如きは皆是れ外的手段なり、教誨教育の如きは内的手段なり、就中、宗教々誨の如きは精神作業の第一等なるもの、此によりて犯罪者が中心より再生的の人となれるの例證は多々枚舉に違あらざるべし、犯罪者に對する宗教的感化、吾人は今更之を云々するの如何にも素人らしきを耻づ、故に多くを言はざるべし、唯如何にして犯罪者に此靈性的生命を與ふるを得るか、是れ即ち問題たり、徒に佛前に讀經せば足るといふ勿れ、徒に佛慧功徳を

讚嘆せば足るといふ勿れ、鬼を化して佛たらしむるの方術、豈然かく簡單なるものあらんや。

穀種を蒔かんとせば先づ土壤を研究せよ、犯罪者の心田に宗教的靈性を植付けんとせば、先づ犯罪者の宗教的心理を解剖せよ、かくて隨類授教の方策も生ずるなるべし、故に予は犯罪者の宗教觀念は果して如何なるものなるかを知らんと欲するや頗る切なり、監獄教務中既に此點に着手せるものなきに非ず、然れども特殊の研究家は別として、一般的調査としては未だ不十分なるの感なきに非ず、教誨原簿中僅かに一欄を設けて彼等の宗門と寺號と信仰の對象とを記入し、適々之を計上して統計的數字を得ると雖も、左程の參考とはならざるなり、今少しく細微に入りて彼等を觀察せよ、今少しく彼等の胸奥に深く鋤犁を穿ち入れよ、意外の得物もあるべく先人未發の發明もあるべきなり、予の寡聞なる、犯罪者の宗教的心理の研究に向つて前述の如く組織的研究の歩を進めたるもの

あるを聞かず、否或はこれあらん、而かも完全なる研究の結果を發表したるものに至つては未だ之を知らざるなり、これ監獄教誨の一大缺陷にあらずして何をや。

予不敏、其如何なる研究方法が最も可なるやを知らずと雖も、兎も角左記項目に就て精細に之を調査し、以て歸納的歸結を得んことに力めつゝあり。

犯罪者の宗教觀念

第一、家庭の宗教狀態

イ、宗門、寺號、又は教會名

ロ、家長の信仰狀況

ハ、家族の信仰狀況

第二、靈魂に關する思想

イ、靈魂は死後も不滅なりと考ふるや、消滅するものと考ふるや、

ロ、何れにしても其理由如何、

第三、來世に對する觀念

イ、來世は有りとするか、無しとするか、

ロ、其理由如何

第四、神佛に對する考へ

イ、神佛は存在せりと考ふるか、存在するものに非ずと考ふるか、

ロ、何れとも其理由如何

ハ、如何なる神佛を信仰せりや、(正信と迷信とに關せず)

ニ、信仰するに至りし動機如何、

第五、入監前と入監後に於ての信仰の異動

イ、異動ありや否や、

ロ、異動ありとせば其動機如何、

已上はカード式の調査表となし、本人の教育、原籍、現住地(是れ其地方に於ける宗教的色彩を知るの便ある爲め)年齢等を附記して參考となすを要す。

予の希望する處によれば、全國各監に於て、少くとも一千人宛を調査し、其の結果を綜合研究せ

ば最も面白からん。此の如き事は繁雜に走るの嫌ありとせば、北海道、東北、東京、北陸、京阪、中國、九州、(朝鮮、臺灣は除外す)等にて代表的に夫々調査し、其結果を一所に纏めて綜合的研究するを妙とすべきか、然らざれば一地方の研究を以て全斑を推知する能はざればなり。

犯罪者の宗教觀念を組織的に研究するは研究の爲めの研究にはあらざるなり、此研究によりて彼等に對して如何にして佛種を移植すべきか、心靈上再生の人たらしむるを得べきかの先決問題を得んがためのみ、此意味に於て吾人は之を勉めんと欲す。

一切再生悉有佛性、如何に先天的犯罪者と見ゆるものも、因縁あらばいかで翻然其非を改むるの日なからんや、累犯者にして模範的改善の實を擧げたるもの往々にしてこれあるに見ても明かなり、而して此種の改善者は多く宗教的方面より再生せざるはなきなり、犯罪者としての彼等は宗教

觀念に乏しく、嘗つては反宗教的態度を持せるものなりと雖も、改善としての彼等は佛魔不二の境地に到達せるものならずんばならず、「植えて見よ花のそだ、ぬりぞなき」、大方の先覺者乞ふ教を垂るゝに吝なる勿れ。

### ○上田菟屋兩氏の所説を讀む

典獄補 兒島 三郎

先輩上田典獄菟屋教誨師の兩君は本誌二月號に於て共に有益なる意見を發表せられたり、一は徹底したる行刑に就て平生の懷抱を披瀝し他は犯罪防遏策としての自己の實驗を述べ、而して其の所論に於て孰れも宗教信念の缺乏を説きたるは思想上の暗合と見るべきか否か、殊に上田氏は菟屋氏の前任地に於て又菟屋氏は上田氏の前任地に於て互ひの意見を發表したるは場所柄面白き感を催す、人は境遇の變遷又は境界の變化に依りて觀察上に一生面を開くのみならず自己の思想に及ぼす

變轉も亦免れざるものとす、上田氏は年頭の所感として陳べられたるも「時」は必ずしも執筆の動機にあらず寧ろ措辭上の便宜と看るを得べし、菟屋氏の禁酒は余は其の何れの時より斷行せられたるを知らずと雖も其の禁酒運動の聲を聞くは今回は初めてなれば蓋し轉任後の事と思はる。菟屋氏は佛教徒として飲酒は破戒の行爲なりと自覺し率先して禁酒の模範を示すと云ひ、上田氏は典獄以下監獄官吏は總て罪囚に對し一と廉の教誨師たらざるべからず同時に宗教的信念(信教の異同は自由)を涵養せんことを勸告すと云ふ、兩氏の謂ふ所未だ機微に觸れずと雖も我が監獄社會の先輩の言として之を考ふる時は時流に對して飽かず思ふ節多きを察知すべき也、何ぞ其の言の誠實にして其の想の雄壯なるや茲に滿腔の敬意を捧ぐる者豈に獨り余のみならんや。

九管製鐵所事件なるもの一たび曝露して以來各地に同臭紛々として起り、帝國議會は政治風教上

より質問を戦はし新聞の論調方に盛んなり、福開監獄の如きは同事件の被告人の最多數を拘禁せりと聞く菟屋氏は偶々局に當りて感懐一層深きものあらん氏の禁酒運動は全く之れと無關係たるを許されず、然れども今次の事件たるや時局が生める犯罪現象の一種に過ぎずして其の原因は社會的に在り、若し退いて冷靜に觀察するときは個人の品性に關係するもの或は少なからん何となれば被告人中の或者は廉潔の士として夙に同輩に推重せられ又或者は地方の信望厚かりしを傳ふ況んや操守信念の高き人にして尙且一時嫌疑を蒙れるものあり多數被告人の行狀として記す所を見るに酒色に親しむの風習あるも酒色は直接犯罪の原因を爲すものとは速斷し難し、凡そ生殖欲、所有欲、快樂欲は小兒の時より人間固有の本能と稱せられ之れが健全なる發達によりて人類の幸福を増進せしむるものなれば之れをしも犯罪の原因とせんか人は皆犯罪性を備ふることゝなるべし、乍去此等の

欲望は不健全なる發達を遂げ道德的意識に依らずして行はるゝに於ては爰に犯罪の原因を爲すものとす。

個人的犯罪の原因に三種あり一、生來性二、病理理性三、感情性とす、生來性とは伊太利學派の所謂遺傳、白痴、低能、精神病を指し病理理性とは酒精中毒、ヒステリー、癲癇、思春期、月經時に萌すを云ひ感情性とは同情、愛情、羞恥、衝動(反抗執拗殘忍嫉妬憎惡復讐)に基因するものを云ふ、余は今次の被告人に接せざれば彼等の性情を知る由なきも新聞紙の報道により又は官吏たる身分により考察するに生來性又は病理理性の犯罪者とは見るを得ず其の少數者に於て感情性犯罪者と認むるものなきにあらざるも是れとても正確なる判断とは思はれず概して偶發性の犯罪と見るを妥當とすべし。

偶發性犯罪は主として社會的原因より基因するものにて其の動機は窮迫、誘惑、模倣、失業より

來る、今次の犯罪は業務上の誘惑又は模倣に出づること明かにして其の此に到らしめたるは環界の事情の然らしむる所とす、大阪朝日新聞記者が疑獄事件の社會的絶滅策としての論文中左の一節あり。

今回の事件の如き官吏の分限を忘れて犯罪行爲を敢てするに至りしものにして其人の意思の薄弱なりしに因ること勿論なりと雖も又一般社會の慣習其ものが之に與つて力あり、而して一般社會が斯る惡習慣を作りしに就いては又故なきに非ず(中略)彼の所謂實業家の功利主義を誘致し今は之がために事實上更に教育も道德も漸次に此の物質功利主義の下風に立たんとしつつあり(中略)官吏も亦此の風潮に化せられつゝも官吏といへる一定の分限のために自由に競争するを得ず故に隱密に其の分限を營利化するに至る、是れ收賄の社會的意義なり。

と、荊屋氏の禁酒運動は其の精神に於て賛成を惜

むものにあらず余個人としては生來酒を嗜まず従つて酒興的經驗を有せず又之れに伴ふ利害の判断方に乏しきも之れを以て犯罪防遏の第一手段と心得るに於ては失望の時期あらんことを虞るゝものなり、氏は破壊せられたる道德を回顧し其の復活によりて社會を救はんとする論者なり余は氏の運動の成功を仰望する一人なれど又朝日記者の所論に顧み營利主義の風潮に化せらるゝことなく常に禁酒禁煙のみと謂はず粗衣粗餐に甘し不公平なる富の分配を怨まず以て時世の變遷を俟たんとす。古人謂はずや武士は食ねど高楊枝と。(三月十四日)

雜 纂

○春霄閑話

□巧言令色 鮮矣仁、言葉多きは實少なし諺は數

百年の實驗と、數千の智叢とを煮詰めたる短き言葉なり、其實の多きこと以て知るべし「世の中は三日見ぬ間の櫻かな」花に浮かるゝの入諸行無常を悟らざるべからず「三日の内のよろこび、後には大きなるなげき」とは源平盛衰記に誌るされし諺にして、現時の物質界、精神界を風靡し茶毒せる快樂主義成金思想に對し深き暗示を與へたるもの、則ち人遠慮なければ必ず近憂ありと云へる眞理を他の半面より説破したるものなり。

□煮詰めたる諺 我國に於ては古くより行はれ就

中「いろは骨牌」に依て我等を幼少の内より薰陶教化し來る、理論も此諺より生じ識見も此諺に依て養はる、時節柄としては「花より團子」の如き「油断大敵」の如き、處世訓としては「樂あれば苦あり」「みがければ光る」或は又「ちり積り山となる」「其他」論より證據「無理が通れば道理引込む」「藝が身を助く」「粹が身を食ふ」と云ふが如

き殆ど人事の百般に涉りて頗る割切なるものあり、若し夫れ「年寄の冷水」を以て直譯的に冷水摩擦と解したらんには興味一層に深かるべし。

○循環療法 牛乳に數等優る滋養ありとして一時臺所を賑はせたる豆腐も、學說次第に衰へて其令息たる豆乳も一向に繁昌せず、元の如く豆腐に錠となりぬ、人乳は母體を弱くするに依り小兒を育つるには牛乳を最上とすと云へる衛生論も追々下火となりて人間は矢張り人乳に限ると云へる老婆の學說を茲に再び繼承するに至り世は天保時代に立戻り、温古の理、循環の法、増々行はる、此調子にて行けば日本人は、牛豚馬肉の副食物を廢し野菜生活に立戻るべしとの警告は獨り時局の提案に拘はらずして實現せらるべく、葱、大根、馬鈴薯は、麩臺所に於て牛豚馬肉と新陳代謝するに至るべし。

○東臺の春・飛鳥山の花、和風は輕く新調のコートを吹き、彩烟淡霞妖艶の花神は今正に貴賤貧

酒を飲み干せるは共に黑白問答の極致なるべし。

### ○最も感服したる歐米の執務法

(承第三十一卷第三號)

#### □その書類の分類法

又例へば、何の事に就いては何ういふ規則が出来てゐるかといふこと、それは何年何月に何ういふ規則が出来て居る。此規則を拵へる時には、獨逸の方が善いと思つて拵へた。その後獨逸では怒ういふ風に改正したが、自分の方では怒ういふ風に改正したと答へる。その人の机の左右に抽斗がある。右の抽斗に公文書類があつて左の抽斗には私書類がある。その私書類でも、監獄に關しては怒ういふ手紙が誰れから来た。免因保護に就いては、何うだといふ風に、それと實に精確に分類して居る。

#### □此の質問に冷汗を流す

予も嘗て此の人に手紙を送つたことがあるので、「貴下の手紙は此處にありません」といつて差出された時には冷汗を流した實は予は自分のやつた手紙を忘れて仕舞つて居た位で、その時予は此人から本を送つて貰つて居た。それで此時此人はいふ「あの本に就いての御意見は如何でした」と訊かれて予も困つて、イヤ實は色々

富の別を立てず、駘蕩として滿都を昏醉せしむ「野に山に人吹きよせて春の風」嗚呼陽春四月、四季敢て花なきにあらざると雖も、其尤も般賑を極め絡繹旁午たるものは櫻花の時に如くはなし、長閑けき春の風、能く大人君子の心を動かす、天晴に咲き屑よく散る、山櫻は、又能く我國民性を發揮して志士仁人を喜ばしむ「花は櫻木、人は武士」請ふ寸陰を借りて嫉風妬雨の糞らざる前、花下に一酌を許されよ。

○黑白問答 後世を弔ふ僧侶の衣は黒くして、現世を祈る神官の衣は白し、奇なる對照と云ふべし、更に奇怪なるは碁の上手なる者白石をもち、下手なる者黒石を握るに拘はらず、上手なる者を黒人と云ひ、下手なる者をしろうと叫ぶる、吾等の如き旅には分らず、只番頭の白鼠往々にして帳場の金を横領し、頭の黒き鼠常に臺所の棚を暴して下婢の心臓を寒からしむると、炭團の如き色したる人夫が、只一息に白馬と呼ぶ濁

と調べて見たいことがあつて」と間に合せをいつた位であつた。予は手紙を送つたことを忘れて居る位であるから、その時の本には何ういふことであつたのかは全く記憶にない。

#### □驚かざるを得ざる熱心

予は又渠の熱心に驚かざるを得ない。公文書類に就いては我々でもそういふ風に遣つて居るつもりであるが、私書類に至るまで是れ程精細に分類を以て整理して居るといふことは感服の外はない歐羅巴で色々な人に會つたが、随分熱心に遣つて居る人を各方面で見ただけでも、此人などは先づ誇られた人と思ふた。若し日本でかういふ人があれば表彰でもされようが歐羅巴ではそれが普通である。誰れでも之れまでに行かすとも之れと同じ考へで執務して居る。予はその時に切に思ふた。此思想は我々が採つて學ぶべき大切な點であらうと。

#### □自分の仕事として趣味を持つてやれ

我々日本人は大體に於て研究心が足りない。自分の仕事は命ぜられる仕事であるからやるさといふ考へが多い。自分は政府の役人であるがそれと同時に其の仕事が自分の仕事、あるさといふやうに自在して事に當つて居るものは其だ少ないやうに思ふ、大體は月給を貰つて雇はれ人さといふ料で居るから、退却時間が来れば此仕事は明日にすればよいさといふことにして歸つて仕舞ふ。

#### □此の一事はオーソリチーだと云ふ了見に成れ

現今地位は低く、事務は繁々たるものでも、或擔任を命ぜられた仕事に就いては自分はオソリチーであるといふ見識を以て當つて貰ひ度いのである。例へば地方官に就いては自分の縣或は自分の郡内の實業や教育などの事項に就いて尋ねられた場合に、それを即座に説明することは勿論、それに關聯して他郡縣との比較が愈々であるさ直ぐに説明の出来るやうにしたい。外國の事にまで研究を及ぼす餘地はあるまいが、せめて國內だけの事は一目で分るやうにして置いて、誰れが見ても分り難れに聽かれても、それだけの説明の出来るやうにあらしめ度いのである。

○事務は秩序なり

それが出来ないのは何故かといへば一つは仕事の仕方が雑駁であつて、或は勲業の事も、或は教育の事もごたごたにして仕舞つて居る爲めに、仕事に何の秩序もなく、規律もなく何時も忙しくつて、何も纏まりが就いて居ない。従つて仕事に面白味がなく、當然不熱心になる、予が右のレントリス、ベルゲルに就て感心した他の一事は氏が如何なる微細なことも荷くも自分の業務に關係した事に對しては非常な面白味を持つて居る點であつた。

○渠は斯の如き熱心と趣味とを有す

氏は予が尋ねる事に就いて自ら研究して居ることを話すのみならず「日本では何うなつて居るか」といふことを聽く「それは怎うだ」といへば、「それに就いて、本があれば送つて呉れる、併ながら

注意して居らぬから屢々怎ういふ目に會ふ。怎ういふことには瑞西で見たやう方は餘程完全に行つて居る例へば水野といふ友人から來た手紙ならばMの所を尋ねると直ぐ出て來る。手紙のみならず書類の整理でも道具の整理でも皆怎うなつて居るが、更らに事務の取り方が餘程よい。

○決して部下を煩はさぬ

何ういふ風に遣つて居るか云へば、或る事に就いて聞き度いといつて其事を事務官に問ふた。若し之れを日本の官廳にいへば、そのいふ時には主任の事務官が直ぐにその事を書記に云ふと書記がその事を主任の者に命ずる、漸く其主任が書類を持つて來るといふ次第である。——瑞西では之れが極めて簡單であつて事務官の先生が自分で何でも心得て居る、一々それは何處の部にあるといつて直ぐに其事を小使にいふと小使が立所に書類を持つて來る。

○事務を簡單に行るも當然

總べて事務の取り方が怎うであるが、つまり書類でも手紙でも整理の仕方を斯く簡單な方法を以て遣つて居るからである。一體何れの官省を調べても事務の書類なども日本に較ぶると餘程数が少ない、此點が已に言く行つて居るが、予はそれに就いて考へた。何うして怎ういふ風に遣つて居るか考へたが、歐羅巴人は子供の時から極めて秩序的に生活して物を處理するにも簡易な方法で

らその本が日本文であるならば、重要な點だけを翻譯して呉れ、さうでなければ此處で筆記をするから話をして呉れ」といふのである。氏が自己の業務に就いて如何に熱心であるか、興味を持つて居るかの一般は之れで察せられようと思ふ。

○委任官で國務大臣の見識

この熱心の根本點は何處にあるか予は考へて見た。氏は一委任官であるけれども、國家の仕事の一部を擔任して居るさういふ精神で職務に當つて居る、履ばれ人根性で腰掛けの了見で居るのとは違ふから、自分の研究といふ精神が獨り手に湧いて來るのである。事務を敏捷に運ぶする根本點は此處にあると思ふた、分類整理法も必要であるが、第一に此精神がなくては役に立たぬと思ふた。

○瑞西事務家の書類整理法

次に瑞西に於ける書類の整理法事務の配當法の極めて上手に出來て居る事に就いて談じて見ようが、一般に瑞西の官廳などの遣り方から見ると日本ではまだ記録制度が幼稚だといはなければならぬ。一寸一つの書類を見ようと思ふてもこれを探し出すのが極めて面倒であるといふことは、我々が屢々経験することである、なにかいふ雜誌に怎ういふことがあつたからと思ひ出して、一寸見ようと思ふても何處かへ廻り込んで居る爲めに仲々見當らないで意外な事でも人を勞務することは度々ある。書物に限らず一寸した道具にしても整理法が極めて悪い、分類配列といふことに殆んど

やるさういふ風に教育されて居る、けれども我々ばさういふ規則正しい教育を餘り受けて居ない、此風は矢張り子供の時から仕込まなくては行くまいと思ふた。家庭や學校で子供の時から自然に此風を養つて行かなくては、何うしてもあれ程旨く行かない、我々は雜駁に不取締なことが已に性來の氣風となつて仕舞つて居る。

○營養價值

安價生活法は之を二つの方面から觀察し研究することが出来る即ち一は自然科學の立場からであり、他は經濟組織の見地からである。

科學的研究

自然科學の説明する所によれば吾々の攝取する滋養分は蛋白質、含水炭素及び脂肪の主要成分がある、而してこの三つのものは人體の活力を維持する上に缺くべからざる三大要素であるから科學的に見て食物の價値は當然その含有する營養分の多少に依て定めらるべきものであるけれども科學に所謂食物の、

△營養價值

は市場に於ける食物の代價と必ずしも一致してゐない於是比較的營養價値の多い食物を安價に購めて生活する工夫が必要になつて來る自然科學を基礎とする合理的安價生活法の存する所以である先づ吾々の食事の場、は大凡そ(一)一定の制限を設けずには飽食する者(二)活動に必要な分量を限度とする者

(二)健康を維持し得れば足るをなす者に分類することが能きる食物の豊富な平日にあつては

△健康體の者は食量に制限を加へずには 肉食する方が安全である健康體に必要な丈の營養分を攝取して餘分のものは自然に排泄して了ふからである然るに今日の如く食料品が騰貴してゐる場合高價の食物を無制限に食することは一種の贅澤と云はればならぬ凡ての食物に制限を加へることは無理であるが活潑な活動に必要な分量を定るとは一層困難である故に斯る場合には少くとも

△高い食物又は 健康を保つに必要な分量を限度とする覺悟が肝要である、次に注意しなければならぬことは無糖を出さない事である日本人は刺身を好むこと最も多い國民であるが消化の容易な刺身を嗜むことは決して悪いことではない唯多量に生ずるアラを利用することを忘れなければ好いのである魚類のアラは肉汁にしなければアラ煮の材料にすることも出来る

△獸肉の殘物 は日本の家庭では喰んど利用して居ないけれども其片端は講話の好原料になる又た血液や内臓からも立派な腸詰が出来る野菜の切端や枯れかゝつた葉なども往らに廢棄せずに飽までも利用しなければならぬ最後に今日の如く野菜が其しく拂底した時には古來十分に研究せられて来た救荒植物の採食を勧めたい山野に散在する野草の中には野菜の代用となるものが決し

の囚徒も矢張り同一の理由の下に伊太利へ送還しても差支ないものである 歐洲に戦争の勃發するや否や紐育の官憲は既に此問題に着目したのであつた紐育州の法律には紐育市及び紐育州に各監獄に在る望ましからぬ外國囚徒を國外に放逐するを得るの規定があるから此規定に依つて外國囚徒を處分しやうとしたのであるが其當時に於ては實際上それを行ふことが六ヶ數かつたのである。然るに今日では既に米國も參戰した事であり且つ英佛伊の聯合國も軍艦兵官を艦々米國に送還して居る際であるから旁に其實行が容易になつた次第である。經濟上から言つても半懶惰の囚徒を監獄に收容して國帑を消費することは此國家多事の際にどれ程不經濟であるか分らぬ

米國には毎年監獄から出て来る囚徒が四十萬人にある。此四十萬人の者を直ちに軍需品製造工場に收容して夫れ／＼相當の職業に就かしむる利益は殆んど言ふ迄もない。それと同時に在監囚徒でも行狀のよい仕事の出来る者を放免して同一方面の仕事に従事せしむるの目的を以て今回ジョージア州選出の上院議員ホーグ、スミス氏並びにミシシッピ州選出の下院議員チャールズ、エ、ア、ハー氏の兩名は監獄労働時使用法なる一議案を議會に提出した。此議案提出前には既に政府當局者も労働聯合會との打合せが華盛頓に於て儘されて居るから議會に於ける通過も案外容易なるものがあらうとの事である。(法律新聞)

て夥くないのである。(矢伊榮博士談 國民新聞)

○英米監獄囚人交換

戰局の進展に伴ひ各交戰國では有ゆる階級の壯丁を招集し盡し今日では在監囚人もも解放して之を戰場に送りつゝある有様である。國家の危急存亡に係る此際に於ては在監囚人も國家の擁護の爲に使用したからとてそれは決して非難すべき事ではない縱し彼等を正規の海陸軍卒として戰場に送りさる迄も暇地若くは國內に於ける道徳の開展、橋梁の架設兵器彈藥の製造に従事せしむる事は頗る當を得たる適宜の處置である云はればならぬ。英佛に於ては既に一昨年頃より囚人に倦ういふ方面の仕事を始めさせて居るが米國に於ても昨年愈々參戰の結果として亦倦ういふ手段を探るの止むを得ざる次第となつた。而して單に自國の囚徒を斯くして利用するのみならず、自國監獄に在る外國囚徒を其本國に送り遣し外國監獄に在る自國囚徒をそれと交換的に自國に受取ることは相互に其利益を享受することとなるから此方面の相談が目下英米兩國間に交渉されつゝあるのである。現にミシシッピ州のマーケエツト市に在る州立監獄には多數の英國囚徒が入獄して居るが先般 英本國より派遣せられたシベリア官に其大部分の引渡を了したと報道せられて居る。

紐育州シンシオン監獄にも多數の伊太利人が在監して居る。是等

通 信

○奈良監獄在監死亡者

合葬竝ニ追弔會

當監墓地は元奈良市芝辻町に在りて現在監獄所在地とは殆ど里許を隔て常に多くの不便を感じ來りしが大正六年九月奈良縣令を以て市内に土葬を禁止せられたる結果、自然墓地を移轉し新設するの要急なるを感じ今般奈良市般若寺町十八番地當監附滿地に之を新設し以て全部の改葬を了へ三月廿一日春季皇靈祭の祝日を卜して自明治三十二年一月至大正三年十二月間に於ける在監死亡者三十名(屍體の大部分は京都醫科大學に交付す)に對する合葬式竝に追弔會を兼ねて當監教誨堂に於て舉

行したり當日天氣晴朗一點の雲翳を止めず莊嚴の間に終式して一般在監者に好個の印象を與へたるを認む。

先づ當日は擧式の大導師として西本願寺奈良教務所幹事三浦大雲師外二名の高僧を聘し午前十時を期して振鈴と共に典獄以下職員一同着席莊嚴なる式は開かれたり而して土田典獄は在監受刑者を訓諭するに上萬乘の宏恩は常に圜圍の間に迄も遍く到徹するは感佩に堪へざる所にして而して此鴻大無邊の宏恩を報せんと欲するには須らく在監中は行狀を善良に保ち監則教令を謹守して以て作業に勉勵し改悛の實を擧げ出ては社會の班に伍して國家忠良の民たるの覺悟と努力とを要す、爾かるに不幸にして在監中病魔の襲ふ所となり空しく黄泉の客となる今や幽冥境を異にせる死者の既往の心情を想察すれば轉た同情に堪へざると同時に人生は寔に朝露の如くにして朝に夕を期すべからざる所謂時所所縁を撰ばざる道理なれば此式に列す

る在監者一同も思を茲に及ばし懺然として轉迷悔悟し以て既往の罪科を改悔懺悔し佛陀の矜哀に浴し國恩に報ずるを肝要とす云々と諄々説示せらるる所あり織田教務主任の敬白文、典獄の祭文、典獄以下職員並に在監者總代の焼香、導師の教誨等豫定の式を終へ一般に非常の感動を與へたり。

彙報

看守作業器具を發明す

横濱監獄小田原分監勤務看守中濱亥三郎氏は海軍機關兵出身なるを以て機關の運用に特別の技能を有せる人なるが昨年監獄官練習所に入り有馬講師より能率増進の講義を聞きてより同分監幼年囚夜間作業の全部を占め且つ小田原地方婦女子の家庭職業として最も流行せるテネリフ編器械に幾分の装置を施さば大なる手数を省き製作高を増加し

得らるべしと信じ爾來工夫を凝らして一器を發明し試みに之れを同分監幼年囚に使用せしめたるに其成績佳良なるを認め特許局へ實用新案特許方を申請せしに愈々登録済となれり本器械の發明は單に同分監作業能率増進の効果あるのみならず時節柄家庭内職者の收入甚大なるものあり。

○受刑者の逃走及び逮捕 沖繩監獄在監受刑者物盜因徒

初犯川滿三真は外九名の受刑者と共に平良出張所移工事の爲め二月二十日移監翌二十一日午前七時同出張所門前に於て土運搬に従事中同門内にありて監督警戒に任じ居たる戒護者に對し便用に行かしの度旨申出許可を得て戒護者の視線外にして看守の配置なき拘留監の北方なる監房の便溜に於て小用を濟し其儘懲役監の後方に廻り當時棟瓦不足の爲め築造中止し居たる高さ六尺の周圍棟瓦塀を乗越へ直ちに北方に逃走せり然るに偶小學兒童登校の時刻なりしを以て直ちに生徒に認められ通行中の平良警察官の小使に傳へ小使が即時監獄に通告せり依て捜査の結果出張所より北方約四丁の甘蔗畑に潜伏せしを逮捕す原因は近親思慕の念に驅られたるなり。

○被告人の逃走 東京監獄八王子分監拘禁物盜事件被告人

杉山國吉は三月六日午後四時五分入浴の爲め看守職名を附し他三

名の被告と共に出房浴場に向る途中小使室脇の通用門に向るや門人は突然下駄を脱捨て表門に向ひ疾走せるを以て即時追跡し表門前約一丁の所にて遂に逮捕せり動機は刑の量度重きに失せりとの不滿の念慮よりならん。

○受刑者の逃走並に捕縛 沖繩監獄在監受刑者物盜三犯

石平武太は三月四日午前十時五十分就業中看守の許可を得上層後手洗用水なかりし爲め同工場より七間を距る堀井戸迄行くべしと詐稱し工場を出て直ちに第五門に至り携帶せる罎子製作用の罎播木と稱する八分角長さ一尺三分の堅木製の木片を以て同門に施しある徑二寸五分大の南京錠の一端を巧に打ちて之を外し門外に出て外部より扉を引締め獄衣を脱して海中に投じ裸體の儘逃走せるを追跡し逮捕せり原因は食慾増進現給の一合六勺にては空腹に堪へず逃走を企てしに他に何等の目的を有せず。

○受刑者の逃走 大阪監獄在監受刑者物盜十三犯懲役十五

年西川爲三郎は三池監獄へ移監の爲め三月五日同監出發外十九名の受刑者と共に吏員六名戒護の下に押送途中翌六日午前三時頃山口縣佐波郡華城村地域内三田尻西西方約十五丁に於て汽車窓より飛降り逃走せるも同日正午十二時同所より約三十丁の山林中に於て三田尻警察部員の應援を得逮捕せり。

○受刑者の逃走未遂 安濃津監獄宇治山田分監受刑者物盜懲役二年坂本真三は第三監房内廠工雜役夫就役中張て逃走を

企圖し戒護者の隙を窺ひ麻苧素品を以て繩梯子(約八尺位)を物かに製作し其一端に麻絢垂破損敷板(約長八寸巾三寸二枚を鋸形に縛り付け其発見を免れんが爲め同監獄に設置内麻層の下に隠匿し置き三月十七日午前九時十分頃麻層整理の爲め出房中なるを奇貨とし看守の隙に乘じ物置内の淺葱色綿入長衣及袴に三尺帯並に腰に隠匿し置きたる繩梯子を持ち出し同監房東方出入口(當時施錠なし)を開け前記綿入長衣等は監外に投出したる後外圍木橋(高十尺五寸)に右繩梯子を掛け將に踰越せんとする刹那に於て看守に取押へられたり。

○被告人逃走並に逮捕 名古屋監獄拘禁詐欺事件被告人竹内龜次郎は三月二十九日江崎檢事の照會に依り同日午後零時二十分巡查に身柄引渡したるに警察にても其巡查をして被告居室なる西春日井郡新川町字阿原に護送せしめたるに同日午後六時十分頃被告は居室に於て用便を訴へたるに依り片手を縛し用便後洗手をせんとするものゝ如く疑ひ逃走の隙を窺ひ逃走し途中捕繩を遺棄し逃走したるに依り一面所轄署へ急報の上極力捜査の結果三十日午後二時頃西枇杷島警察署の手に捕縛せられたり。

○受刑者の自殺未遂 福島監獄在監受刑者袴盜懲役三年累犯十五土肥新三郎は三月二日午後六時半頃居房前面格子床上より五尺四五寸位の箇所を貫與の三尺帯に手拭を結び足し之を同所柱に結び付けたる上縊死を計りたるも直ちに發見せられ生命は取

言し無法にも加害者の頭部を蹴りたるを以て憤然此事に出でたるならん。

○受刑者の傷害 函館監獄在監受刑者森川熊藏は三月十六日午前七時十分頃同囚新藤圓平が燧燻を焚き付け居りたるに熊藏は突然尺兩及鐵を以て背後より數回斬り付けたるに被害者も鐵を取返されたれば尙側らの道具箱中より斧を取り出さんとする折柄或鐵に取押へられ兇行を擯行するに至らざりしと因に創傷は活燻迄約六十日を要するよし。

會 報

○茶話會

三月三十日(第五土曜日)午後二時より本會講堂に於て茶話會を開催す講師は司法省監獄局長谷田三郎氏にして演題を「米國に於ける囚人自治制に就て」と命じ内容を七大段に分ち第一緒言第二囚人自治制の概念及び實施以下第七餘論に至る各章を更らに細分して「ヤンキーの特色」「米國と獄制

止めたり原因は本囚は工場には絲織に従業し傍ら雜役夫の補助を爲し居るも平業同囚等より疎外せらるゝの傾向あり當日も作業上に關して争を爲したるを悲觀し遂に自殺を決意したるらし。

○在監人の變死 函館監獄沙見町出張所拘禁詐欺被告人原田市太郎は三月二十二日午後三時頃居房に於て縊死せり原因として認むべきは本被告 前科拾三犯を重ね今回も當日公判庭に於て檢事より拾年科の要求ありたるを悲觀せるが如し。

○受刑者の縊死 浦和監獄在監受刑者袴盜九犯懲役七年田島九十郎は三月廿五日午前一時十分頃居房背面窓鐵ポット(床上より六尺)に自己の三尺帯の一端を結び付け縊死せり原因は長期刑を苦慮懷念せるに出でしならん。

○受刑者の傷害 京都監獄在監受刑者袴盜二犯懲役三年西本寅吉は二月十四日午前十時頃就業中隣席なる同囚谷金之助が僅かの言葉に行違ひありたりとて突然機械器具俵棒を以て金之助の頭部を毆打し長さ七分深き骨膜に達する創傷を負はしむ。

○受刑者の暴行 福岡監獄在監受刑者安倍秀任は二月廿八日午後七時五十分頃雜居房に於て同房備付の唾壺を同囚那原梅吉に投げ付け左耳前部及前頭顏額總合部に傷を負はせたり原因は被害者は豫て同房者たる中西吉太郎と不和を生じ折合悪しき故加害者は兩人間の融和を圖り居りたるも尙ほ圓滿ならざるを以て前記日時被害者に向ひ其理由を亂したるに尙釋然たらずして却て一二反

改革」等の節目を附し最も系統的に又最も簡捷的に論明せらる斯くて同五時滿堂拍手の中に講演を閉ち會員には別室に於て茶菓を供し同六時散會す  
本日來會者の氏名左の如し

- |       |        |        |       |
|-------|--------|--------|-------|
| 菊池 雅勝 | 黒田源太郎  | 七月     | 大助    |
| 田中淺次郎 | 石塚 喜作  | 景内 榮志  | 藤谷 典三 |
| 給前仲治郎 | 上田茂登治  | 林 定弘   | 藤井 惠照 |
| 三輪 良舞 | 長山 始   | 毛利 榮教  | 赤城 一雄 |
| 岡部 常  | 白倉 通雄  | 澤田幸太郎  | 菅我 順三 |
| 八田 亨  | 神田 清光  | 生田 一雄  | 大金松次郎 |
| 藤井 藤藏 | 菊地重治郎  | 菅原清次郎  | 秋山 太郎 |
| 櫻村長之介 | 野口清三郎  | 押火 増造  | 下村 テイ |
| 末永 智  | 飯島伊三郎  | 柳澤彌右衛門 | 山口 知信 |
| 和田 岩雄 | 小橋川昭慶  | 佐藤 末吉  | 白井 由き |
| 高橋 惣平 | 長堀宗次郎  | 福田吉太郎  | 小林和三郎 |
| 石塚義三郎 | 武田 慧宏  | 藤 敬二   | 梶岡權次郎 |
| 佐伯 導信 | 河野 純孝  | 新橋 新作  | 西原 幸藏 |
| 坂井 列  | 大曾根吉太郎 | 勝岡 康善  | 羽柴瑞之助 |
| 長谷場圭介 | 空瀬 正義  | 山中儀三郎  | 増子 賢懸 |
| 三浦 精新 | 竹鼻尚友   | 加藤 泰要  | 堀 定助  |
| 重松 招響 | 伊藤峰太郎  | 松本 一次  | 辻 敬助  |

白井 勇松 鈴木 信彌 野口 滿造 三浦 實  
 有馬四郎助 坪井 直彦 北島 真吉 山隈 真直

### 贈與金

三月十五日附を以て元千葉監獄看守蘆谷正左衛門氏外十六名に對し、本會々則第十一條第一項第二、四、五號に依り拾壹圓以下參圓迄の金員を贈與せり。

### 臨時贈與金

本年三月二十五日水戸の大火に付類焼に罹りたる本會會員看守松本佐吉外五氏に對し會則第十一條末項に依り金參拾五圓を贈與し其分配方を辻典獄に囑託せり。

### 叙任

任司法屬給十級俸監獄局勤務ヲ命ス 雁 山中 瑞 芳  
 叙從六位 典獄(和歌山) 佐野 佳 夫  
 叙從七位 教誨師(熊本) 高橋 久 丸  
 叙正八位 看守長(徳島) 今 井 洪  
 任臺灣總督府覆審法院書記給十級俸 司法屬 中山 瑞 芳  
 任看守長給十級俸大阪監獄勤務ヲ命ス 看守(大阪) 林 秀 俊  
 叙勳六等 典獄補(大阪) 兒 島 三 郎  
 叙勳七等 同 (長崎) 秋 元 源 次 郎  
 監獄局長 谷 田 三 郎  
 大阪 神戸、和歌山ノ各監獄及金澤監獄福井分監へ出張ヲ命ス 看守長(大阪) 竹 内 都 太郎  
 依願免本官

### 公文

○司法省會甲第一〇五四號(大正七年四月五日)  
 明治四十三年七月司法省訓令第二號司法省所管內國旅費規則中第十三條ヲ削除シ大正七年四月一日以後ノ旅行ニ付之ヲ適用ス  
 右訓令ス

○司法省會甲第一〇五五號ノ一(大正七年四月五日)  
 移轉料支給額ノ件依命通牒  
 (司法次官通牒)

今般司法省所管內國旅費規則改正相成候ニ付テハ右ニ依リ支給スヘキ移轉料ノ儀左ノ通支給額決定相成候條御了知相成度

內國旅費規則別表並司法省所管內國旅費規則第一表ニ依ル移轉料支給額

委任官	級		親任	勅任
	百哩以内	三百哩以内		
甲種	七十五圓	八十圓	九十圓	百圓
乙種	三十五圓	四十圓	四十五圓	五十圓

列任官	甲種	十八圓	二十一圓	二十五圓	三十圓
	乙種	十五圓	十八圓	二十一圓	二十五圓

司法省所管內國旅費規則第二表ニ依ル移轉料支給額

等	級	百哩以内	三百哩以内	五百哩以内	五百哩以上
第一	號	三十五圓	四十圓	四十五圓	五十圓
第二	號	三十圓	三十五圓	四十圓	四十五圓
第三	號	十八圓	二十一圓	二十五圓	三十圓
第四	號	十五圓	十八圓	二十一圓	二十五圓
第五	號	十圓	十一圓	十三圓	十五圓
第六	號	七圓	八圓	九圓	十圓

備考

一委任官又ハ列任官ノ移轉料ニ付テハ本人ノ外携帶スヘキ家族(同一戸籍内ニ在ル者)ノ人員四人以上ナルトキハ甲種ノ額三人以下ナルトキハ乙種ノ額ヲ支給スルモノトス

二陸路又ハ水路ニ依ル場合ニ於テハ陸路一里ハ鐵道八哩、水路一海里ハ鐵道二哩ノ割合ヲ以テ之ヲ換算スルモノトス

大場法學博士校院 根本顯太郎著

# 指紋法解説

菊判百五十八頁  
 挿畫百九十五個  
 實費金三十五錢  
 郵税金六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ  
 ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

## 發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

### 監獄協會

法學士 廣中佐兵衛 著

# 貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁  
 實費金二十四錢  
 郵税金六錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關  
 シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ  
 編述シタルモノナリ

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

口座  
番號  
東京 貳五〇五九番

加入者  
氏名  
監獄協會

大正七年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京市麻布區新網町一丁目廿二番地  
編輯人 北島良吉  
東京市四谷區愛住町二番地  
印刷人 磯村政富  
東京市麴町區有樂町二丁目一番地  
印刷所 報文社  
東京市麴町區四日比谷町壹番地  
電話新橋壹六八番  
發行所 監獄協會  
東京市四谷區愛住町二番地  
賣捌所 東京書院